

令和6年度第1回市川市市民活動団体事業補助金審査会

日時：令和6年11月15日（金）午後2時15分から

場所：市川市役所 第1庁舎 2階 市民活動支援センター（ミーティングスペース）

次 第

1. 開会

2. 議題

- （1）会長及び副会長の互選について
- （2）市民活動団体事業補助金および審査会の概要について
- （3）市民活動団体事業補助金審査会の審査の進め方について

3. 閉会

《配布資料》

資料1：市川市市民活動団体事業補助金 審査会補助資料

資料2：市川市市民活動団体事業補助金 審査会関連資料集

資料3：【参考】市川市市民活動団体事業補助金 ガイドブック



いつも新しい流れがある 市川

市川市市民活動団体事業補助金

審査会委員補助資料

令和 6 年（2024 年）

市川市市民部 NPO・市民活動支援課

目 次

I. 市川市市民活動団体事業補助金の概要

・・・・・・・・・・・・・・・・	1
------------------	---

II. 市川市市民活動団体事業補助金審査会の概要

1. 審査会の役割	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 審査会の構成	・・・・・・・・・・・・・・・・	2

III. 審査の進め方

1. 審査会の主な流れ	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2. 審査で用いる資料	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3. 審査のポイント、着眼点	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4. 可否判定	・・・・・・・・・・・・・・・・	7

IV. 【参考】補助対象となる団体、事業の要件

1. 団体要件	・・・・・・・・・・・・・・・・	9
2. 事業要件と実施基準	・・・・・・・・・・・・・・・・	11

I. 市川市市民活動団体事業補助金の概要

【目的】

市民活動団体の活動の支援及び促進を行うとともに、当該活動への市民参加の促進を図り、もって市民の福祉の増進に資すること

【概要】

市民活動団体が自主的に行う社会貢献活動の費用を一部補助します。

※補助は1年度に1回、1事業のみです。

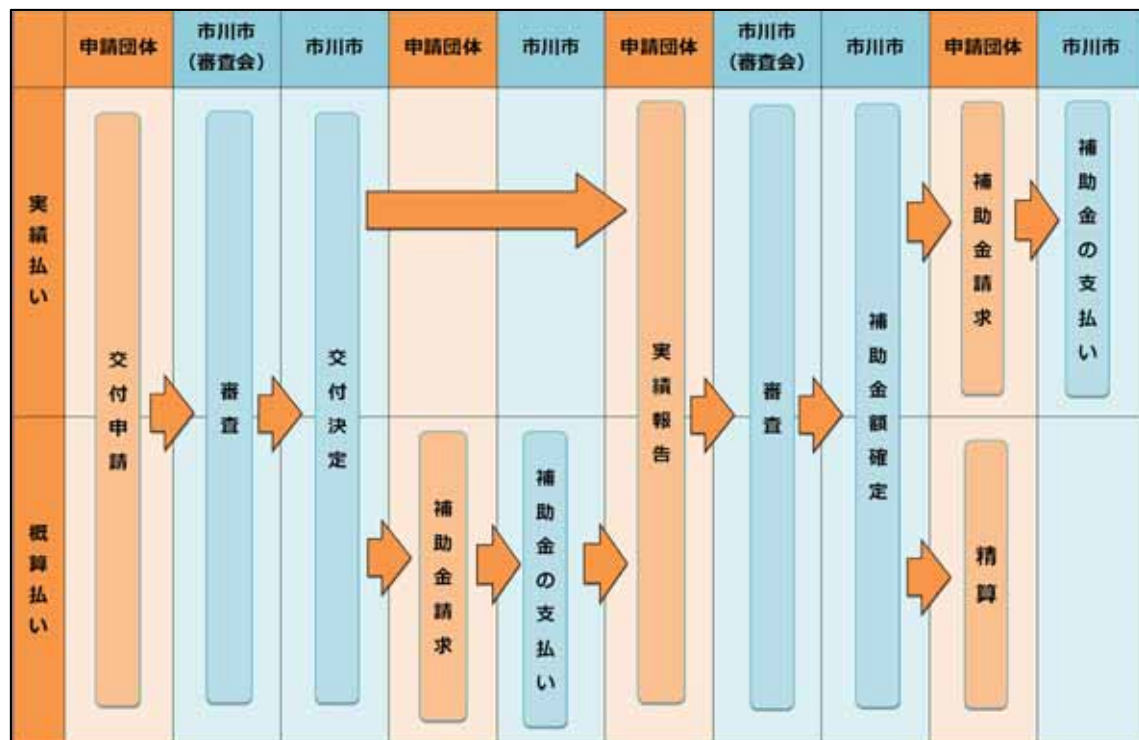
※補助額は事業費総額のうち、補助対象となる経費総額の1/2で上限30万円です。

※団体が主催する事業の自立的な発展のため、補助回数は原則3回とし、4回目以降は審査会に継続が認められた場合に限りま。す。(4回目以降の補助額は上限15万円)

【根拠法令】(資料集 P.18～34 参照)

- (1) 市川市市民活動団体事業補助金交付条例
- (2) 市川市市民活動団体事業補助金交付条例施行規則
- (3) 市川市市民活動団体事業補助金に関する事務取扱基準

【参考】申請から支払いまでのフロー図



Ⅱ. 市川市市民活動団体事業補助金審査会の概要

1. 審査会の役割

市が税金を使って補助するにふさわしい、市民の理解が得られる事業の経費であることが重要となります。この視点に加え、「市民に公益上の効果が見込まれるか」についても審査会において審査していただきます。

【設置根拠】

市川市市民活動団体事業補助金交付条例 第 20 条

【審査項目】

(1) 市長の諮問に応じ以下の項目を審査

- ① 交付の調査審議
- ② 申請をした団体及び事業が補助対象となるか否かに係る審査
- ③ 3 回以上補助金の交付を受けたことがある事業に係る審査
- ④ 補助金の額の確定（実績報告）に係る審査

(2) 上記（1）のほかに

補助金の交付について、意見を述べることができます。

2. 審査会の構成

より多くの視点から審査をいただきたく、以下の 10 人以内で構成されます。

- ・学識経験のある者（教授、税理士、NPO 活動専門家など）
- ・市内関係団体からの推薦者（自治会連合協議会、商工会議所など）
- ・公募市民

※任期は 2 年間（ただし、再任は可能です。）

Ⅲ. 審査の進め方

1. 審査会の主な流れ

令和4年度以降に実施した、対面での審査会（申請時）の基本的な流れとなります。
必要に応じて変更する場合がございますので、予めご了承ください。

《審査会開催日までに（電子メールによる）》

- ① 日程調整
- ② 事務局から審査資料の送付、事前質疑の受付
- ③ 事前質疑に対する団体からの回答資料送付、ヒアリング要否の判断
- ④ ヒアリングの実施有無のご連絡、審査会当日資料の事前送付

※資料は枚数が非常に多いことから、経費削減の観点から各委員に郵送による事前配布は実施しておりません。

審査会の都度、電子メールにより資料のデータを添付して送付いたします。

《審査会当日（対面）》 ※下記の流れを、各団体別に行います。

- ① 書面上でのご意見交換、討論
- ② 団体のヒアリング（必要に応じて）
- ③ 投票による、交付可否決定等の議決

※審査会当日においては、原則として紙媒体の資料をご用意します。

PCをご持参頂くなど、紙媒体の資料が不要な場合は、事前にお申し出ください。

2. 審査で用いる資料（資料集 P.1～15 参照）

申請時、実績報告時において用いる基本資料は以下の通りです。なお、必要に応じて新たな資料を追加するなど柔軟に対応することもあります。

【申請（新規団体・事業）】

- | | |
|-------------|--|
| ① 団体提出の申請書類 | ・・・ 団体が自ら記入した書類 |
| ② 団体別審査表 | ・・・ 団体ごとに事業の概要、費目、金額をまとめたもの |
| ③ 審査対象事業一覧 | ・・・ 申請のあった事業一覧及び伝達事項のほか、事前質疑の内容、団体からの回答を記載したもの |

【申請（継続団体・事業）】

- | | |
|---------------------------|------------------------------|
| ① 団体提出の申請書類* ¹ | ・・・ 同上 |
| ② 団体別審査表* ² | ・・・ 同上：継続の場合は前年比較が可能 |
| ③ 審査対象事業一覧* ³ | ・・・ 同上 |
| ④ 事務局審査一覧 | ・・・ 簡易審査対象事業など、事務局の見解を記載したもの |

【実績報告】

- | | |
|-----------------------------|---------------------------|
| ① 団体提出の実績報告書類* ⁴ | ・・・ 同上 |
| ② 実績一覧表 | ・・・ 事務局審査による疑義が生じなかった事業一覧 |
| ③ その他諮問資料* ⁵ | ・・・ 疑義がある場合に、諮問事項をまとめたもの |

※上記、*¹～⁵につきましては、事務局の形式審査を経た後、必要に応じて送付となります。

3. 審査のポイント、着眼点

審査においては、「形式審査」及び「実質審査」の2つの審査をお願いしております。

- ・形式審査：団体の要件、補助費目の妥当性、金額の積算を中心とした審査
- ・実質審査：事業への助言、補助に当たる条件設定の必要性を中心とした審査

(1) 申請時（申請回数）に対する審査のポイント

1 回目（新規団体・事業の補助決定に係る審査）

団体要件	① 市民活動団体であること（本冊子 P.9 参照） ② 8つの要件を全て満たすこと（本冊子 P.10 参照）
事業要件	① 9つの要件を全て満たすこと（本冊子 P.11 参照） ② 7つの実施基準全てに適合するもの（本冊子 P.11）
補助費目 （経費）	あくまでも、事業遂行のために直接要する経費が対象となり、団体の維持・運営などに要する経費（団体会員の人件費、事務所家賃、光熱水費、備品購入費等）や、他の事業に流用可能と思われるものは対象外です。 （関連資料集 P.27 参照）

2～3 回目（継続団体・事業の補助決定に係る審査）

事業内容	①前年度と同じ目的の事業であるかの審査 ②事業内容に変更のある場合は、その手法が妥当であるかの審査
補助費目 （経費）	①前年度との経費変動が妥当であるかの審査 ②事業内容に変更のある場合は、その経費が妥当であるかの審査

4 回目以降における補助決定に係る審査

継続の 必要性	以下3点に該当する事業かどうか（該当すれば継続の必要性あり） ・当初提案した事業の目的と目標に <u>効果がみられること</u> 。 ・事業目的が未だ <u>達成されていないこと</u> 。（本来市が行うべき業務を、市民活動団体が補助対象事業として行っていると考えられる場合も「目的が達成されていない。」に含まれます。） ・資金面で自立が <u>できていないこと</u> 。
改善状況	審査会からの指摘があった場合、それに対する改善状況はどうか
補助費目 （経費）	上記2点を満たす場合（継続が認められる）、その経費が妥当であるか

(2) 実績報告に対する審査のポイント

補助金の額の確定に係る審査（実施年度における事業終了後）

事業内容	補助決定時の事業内容のとおり実施されているか
補助費目 (経費)	補助決定時の経費内容に沿った支出となっているか
改善状況	補助決定時に指摘又は条件付けられた事項への対応状況はどうか

(3) 審査における着眼点

本補助金の審査においては、事業効果や達成度、団体の自立面について、数値化が出来ない定性的なものであるという性質をもっております。そこで、過去審査会で着目された点を以下にまとめましたので、審査やアドバイスをする際の一助となれば幸いです。

なお、交付可否等の判断に正解があるとは考えておらず、判断につきましては各委員の考え方にに基づき行っていただき、あくまでも補助的にご覧いただきますようお願いいたします。

事業効果	・ 解決したい課題・問題に対し、実施事業がその場限りのものとなっていないか ・ 参加者が固定化されていないなど、市民や地域への波及効果があるものであるか ・ 今後の発展性について議論、検討、分析がされているものか、その予定があるか ・ 実施したことによる市民や地域への効果を具体的に示しているか ・ 把握した情報の分析やネットワークづくりの観点が示されているか ・ 目的に対する実施方法が手段として適正であるか
達成度	・ 事業対象者へのアンケート調査などを実施し、現状を分析しているか ・ これまでの成果と未達成の点について言及がなされているか ・ 目的に対する手段が適正であったかの分析をしているか
自立面	・ 資金確保先として、該当分野の助成金などを検討しているか ・ 事業収入を得るための工夫がなされているか、検討されているか ・ 目的を達成するための事業に対する収支バランスが検討されているか

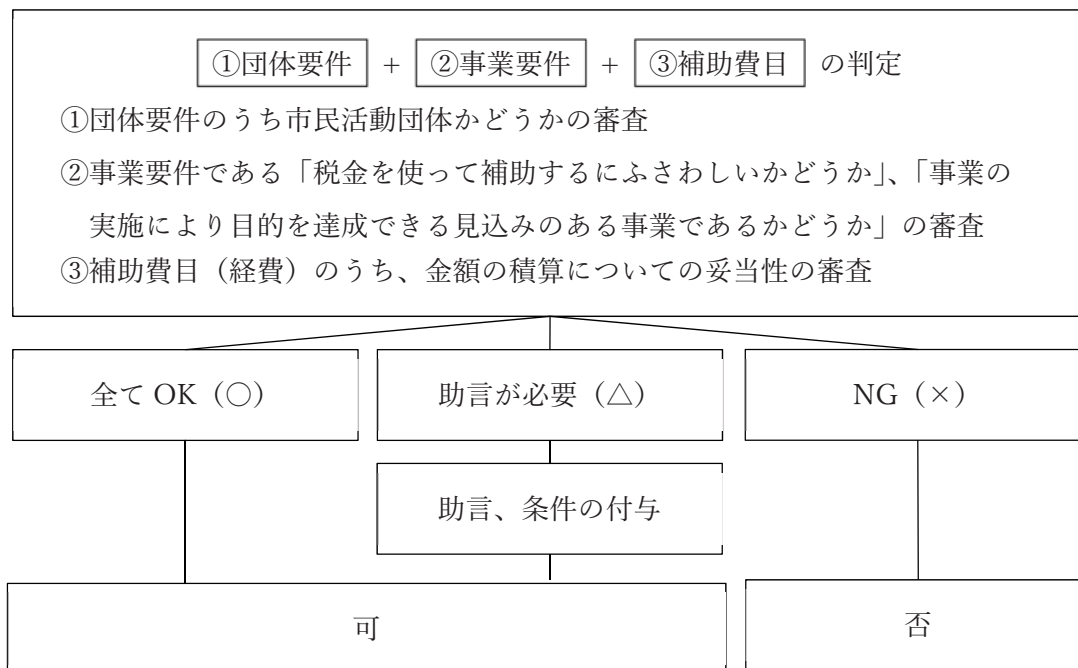
また、可否のみならず、事業をより良いものにしていただくということも審査会としての役割のひとつであると考えことから、着眼点に関し各委員の立場・視点から団体に対しご助言いただければと存じます。

つきましては、上記着眼点を満たしていないということで事業を否定するのではなく、どのように改善することでより市民や地域にとって有益となるかの視点でご審査いただきますようお願いいたします。

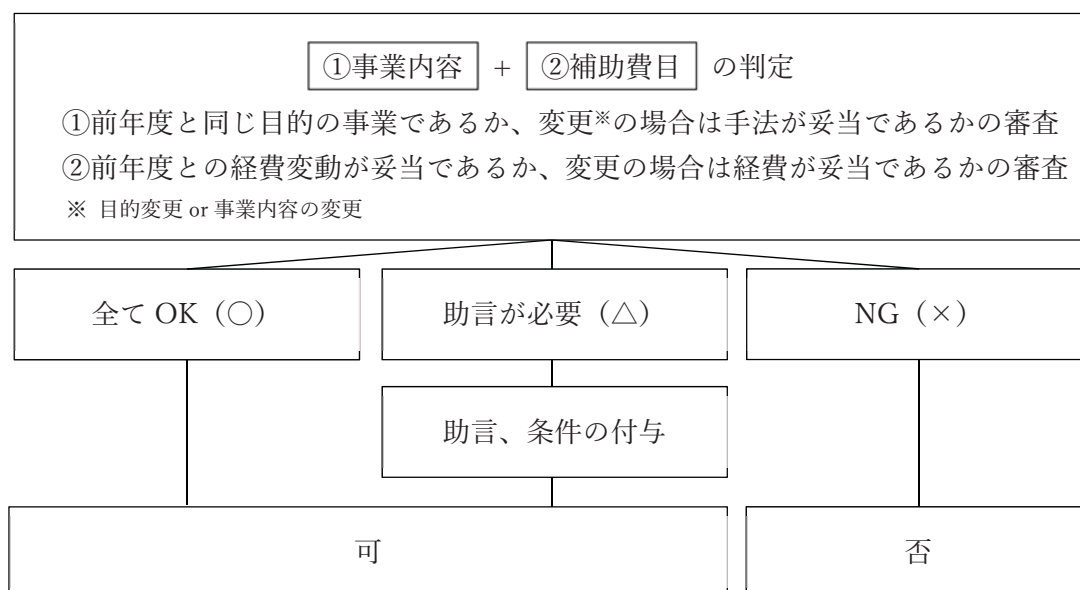
4. 可否判定

可否の議決方法は、多数決により「出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところ」によります。

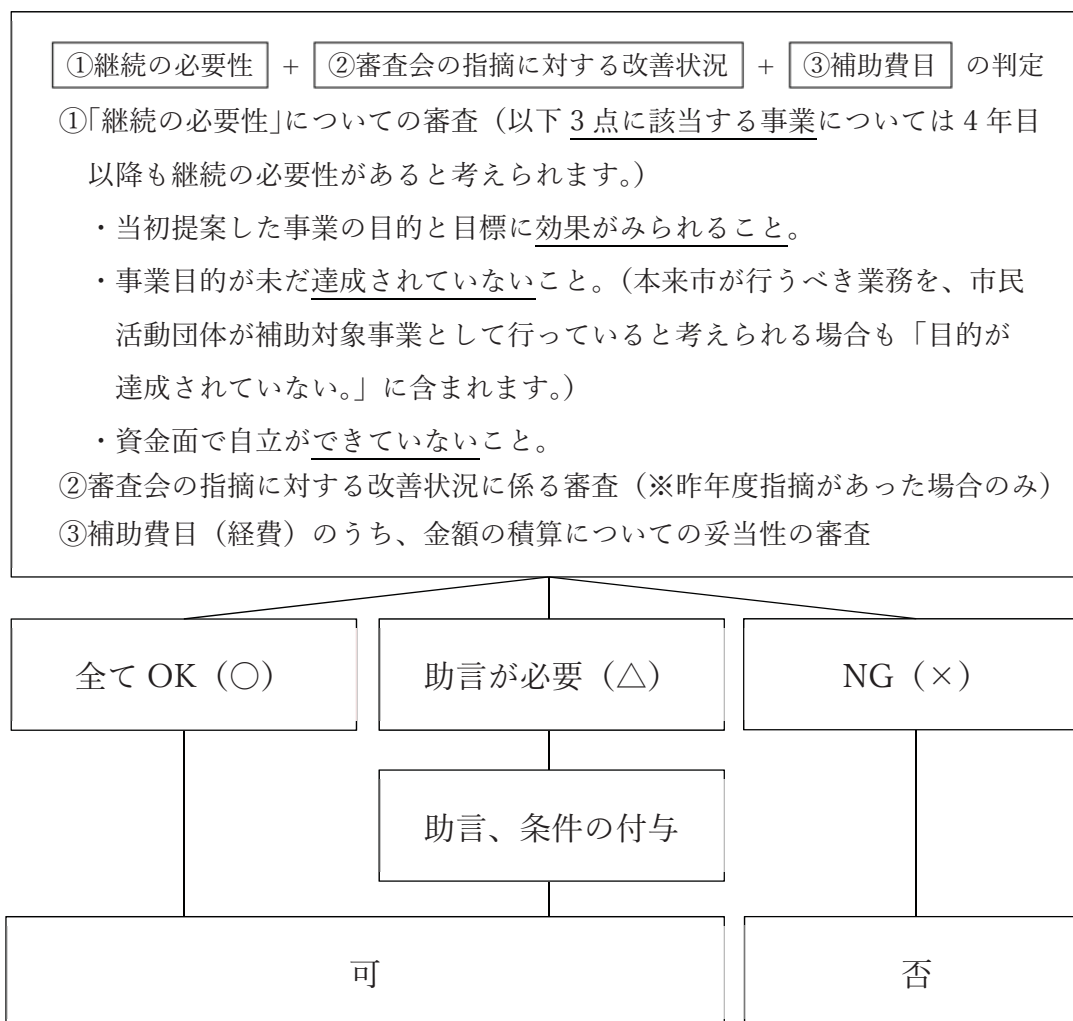
(1) 申請（新規）



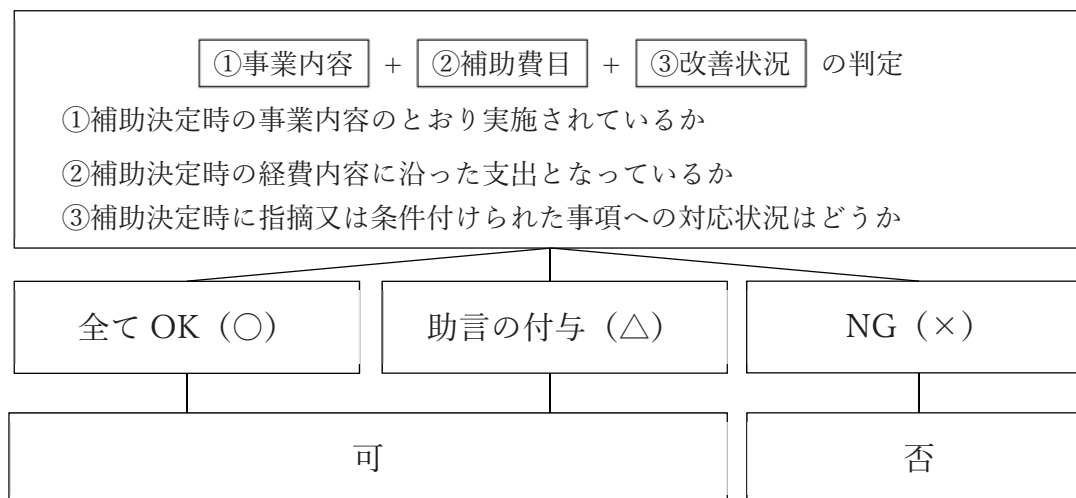
(2) 申請（継続事業2～3回目）



(3) 申請 (4 回目以降)



(4) 実績 (額確定)



Ⅳ.【参考】補助対象となる団体、事業の要件

1. 団体要件

補助の対象となる団体は、次の団体要件 1 と 2 の全てを満たす団体です。

【団体要件 1】 市民活動団体であること(条例第 2 条)

営利を目的とせず（利益を会員等で分配しないこと）、活動の半分以上が規則で定める分野※の社会貢献活動であり、かつ、その活動に団体構成員以外の市民が 2 人以上参加している団体で、次の（ア）～（ウ）の全てに該当するもの。

（ア）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと

→ 宗教上の教えを広める、宗教上のルールに従って行われる儀式や行事を行う、教義を学ばせ理解させようとすることを団体活動の主たる目的としている場合は申請できません。

（イ）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと

→ 共産主義、社会主義、資本主義のように、政治によって実現しようとする基本的、恒常的、一般的な原理や原則を推進したり、支持したり、反対することを団体活動の主たる目的としている場合は申請できません。

（ウ）特定の公職の候補者、若しくは公職にある者又は政党を推進し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと

→ 国会議員、地方公共団体の議会議員又は首長の職の候補者等である「人」や「政党」について、選挙において当選させたり、落選させたりするようなこと。例えば、特定の候補者を推薦する後援会活動を行ったり、特定の政党を応援したりするなどの選挙運動を行うことを団体活動の目的としている場合は申請できません。これは（ア）、（イ）と違い、従たる目的としている場合でも申請できません。

※規則で定める 20 の分野

(1) 保健、医療又は福祉の増進	(11) 国際協力
(2) 社会教育の推進	(12) 男女共同参画社会の形成の促進
(3) まちづくりの推進	(13) 子どもの健全育成
(4) 観光の振興	(14) 情報化社会の発展
(5) 農業又は水産業の振興	(15) 科学技術の振興
(6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興	(16) 経済活動の活性化
(7) 環境の保全	(17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充に対する支援
(8) 災害救援活動	(18) 消費者の保護
(9) 地域の安全の確保	(19) 前各号に掲げる分野の活動を行う団体に対する支援
(10) 人権の擁護又は平和の推進	(20) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める分野

【団体要件２】補助金の交付を受ける資格のある市民活動団体であること(条例第３条)

- (１) 市内に主たる事務所を有し、かつ、市内において活動をしていること
- (２) 市民活動団体の目的、名称、その行う活動の種類及び活動に係る事業の種類その他規則で定める事項を記載した規約、会則、定款等（以下「規約等」という。）を有していること
- (３) ５人以上の者で構成されていること
- (４) 申請書の提出時において、１事業年度以上継続して活動していること（任意団体から NPO 法人に組織を変更した場合を含む）
- (５) 法令、条例等に違反する活動をしていないこと
- (６) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと
- (７) 申請書の提出に係る年度から起算して５年以内に、偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたことにより当該決定の全部又は一部を取り消されていないこと
- (８) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団並びに同条第６号に規定する暴力団員及び市川市暴力団排除条例第９条第１項に規定する暴力団密接関係者が市民活動団体の代表者、役員その他これらと同等の責任を有する者として当該市民活動団体の事業活動の支配をしていないこと

2. 事業要件

補助の対象となる事業は、申請年度内に実施される事業で、次の要件を全て満たし、かつ、実施基準の全てに適合するものです。

【事業要件】補助金の交付をうけることができる事業（条例第4条）

- (1) 規則で定める20分野の事業であること
- (2) 市内において実施するものであること（市内に活動拠点があり（市の市民が中心となり）、その活動が市のPRやイメージアップ又は市川市民の生活に何らかの形で貢献するもの）※市外での活動（例：市外のキャンプ場での野外活動）や、インターネットによる事業開催も、市川市民にとって価値ある情報の提供、又は市川市民を対象にした内容であると認められる場合には対象となります。
- (3) 営利を目的としないものであること
- (4) 市民を主たる対象とするものであること
- (5) 団体を構成する者のみを対象とするものでないこと（障がい者向けの団体などで、安定した団体運営のために会員制を採用している場合は対象となります。）
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するものでないこと
- (7) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対するものでないこと
- (8) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推進し、支持し、又はこれらに反対するものでないこと
- (9) 補助金の交付を受けようとする年度に本市から助成金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付を受けていないこと
- (10) 規則で定める分野の事業の実施に係る基準（実施基準）に適合していること

【実施基準】規則で定める分野の事業の実施に係る基準（事務取扱基準第8条）

- (1) 市の税金を使って補助金を支出するにふさわしい市民の理解が得られる事業であること
 - (ア) 市民が日頃の生活の中で抱えている困りごとや問題を、自主的自発的に解決、改善しようとしている（※国外や日本全体に及ぶ問題は対象とするか要検討）
 - (イ) 団体の規約、会則、定款等で目的としている内容に合致しており、社会通念上問題のない方法で行われる事業である
 - (ウ) スポーツ大会や演奏会、発表会等、会員の活動を発表する事業は、市民の観覧や参加が可能であることを要する
- (2) 目的を達成できる見込みのある事業であること
- (3) 広く市民が参加できように広報活動を行っていること
- (4) 事業規模に合う実施場所や実施時期、スケジュールが計画されていること
- (5) 事業実施費用として、補助金以外に収入が確保されていること
- (6) 事業を安全かつ円滑に実施するための人員等の体制が団体内で整っていること
- (7) 専門的な知識や技能を持つ方を講師等とし報償費を支出する事業は、団体の構成員及び事業の従事者を除いて20人以上の市民の受益者が見込まれること。（福祉目的で、事業の計画的な運営のために会員制を採用している事業（例：障がい児・者の水泳療育等）は除く。）



お問い合わせ先

〒272-8501

市川市八幡1-1-1

市川市役所 NPO・市民活動支援課

メールアドレス：npo-shien@city.ichikawa.lg.jp

電話番号：047-712-8704

令和6年11月作成



いつも新しい流れがある 市川

市川市市民活動団体事業補助金

審査会 関連資料集

令和 6 年（2024 年）

市川市市民部 NPO・市民活動支援課

目 次

I. 申請の審査で用いる資料

1. 団体提出の申請書類	1
2. 団体別審査表	8
3. 審査対象事業一覧	10
4. 事務局審査一覧	11

II. 実績報告の審査で用いる資料

1. 団体提出の実績報告書類	12
2. 実績一覧表	15

III. 審査会委員について

1. 委員名簿	16
2. 留意事項	17

IV. 根拠法令

1. 市川市市民活動団体事業補助金交付条例	19
2. 市川市市民活動団体事業補助金交付条例施行規則	24
3. 市民活動団体事業補助金に関する事務取扱基準	31

I. 申請の審査で用いる資料

1. 団体提出の申請書類 ※団体任意の様式(会則、決算書等)を除く

- (1) 市川市市民活動団体事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 市川市市民活動団体事業補助金団体概要調書（様式第2号）
- (3) 市川市市民活動団体事業補助金申請事業計画書（様式第3号）
- (4) 市川市市民活動団体事業補助金申請事業収支予算書（様式第4号）
- (5) 前年度の事業報告（その他市長が必要と認める書類）
- (6) 団体要件・事業要件に関する宣誓書（その他市長が必要と認める書類）

【参考事例】

- (1) 市川市市民活動団体事業補助金交付申請書（様式第1号）

事業の名称、概要、補助対象事業費総額及び経費総額、
交付申請額等、交付申請の内容をまとめた申請書です。

様式第1号（第5条関係）

市川市市民活動団体事業補助金交付申請書

令和5年12月28日

市川市長

団体名 傾聴ボランティアサークル「うさぎの耳」
代表者名 XXXXXXXXXX
所在地 XXXXXXXXXX

市川市市民活動団体事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象事業の名称
「傾聴ボランティア養成講座」

2 補助対象事業の概要
(補助対象事業の目的、内容及び効果、解決される課題等が分かるように記載してください。
別紙添付可。)
高齢が進む社会（市川市）の中でお話し相手がない高齢者は増えています。
そんな社会情勢の中で傾聴のボランティア活動ができる市民は大変必要であり、
そのような市民を育て、増やす必要性は大いにあります。
本講座を受講後、傾聴ボランティア活動を始められることにより高齢者支援
の一助になると考えます。
一方、活動までできない方についても傾聴に関する意識と理解が向上し、高齢社会への
対応力が上がると考えます。

3 申請に係る補助対象事業の申請回数
(該当する回数に○を付けてください。) 1回 / 2回 / 3回 / 4回以上

4 補助対象事業費総額 200,000 円

5 補助対象経費総額 200,000 円

6 交付申請額 100,000 円

7 添付書類
(1) 市川市市民活動団体事業補助金団体概要調書（様式第2号）
(2) 市川市市民活動団体事業補助金申請事業計画書（様式第3号）
(3) 市川市市民活動団体事業補助金申請事業収支予算書（様式第4号）
(4) 規約、会則、定款等の写し
(5) その他市長が必要と認める書類

市川市
令和5年12月28日
市川市長 〇

(2) 市川市市民活動団体事業補助金団体概要調書（様式第2号）

様式第2号（第5条関係） 市川市市民活動団体事業補助金団体概要調書			
1 団体の概要			
団体名	傾聴ボランティアサークル「うさぎの耳」		
代表者氏名	[REDACTED]		
主たる事務所の所在地	〒[REDACTED] 市川市 [REDACTED] 【 専用事務所 ・ <u>仕居と兼用</u> ・ その他（ ） 】		
その他事務所の所在地	なし		
規約等に記載される活動の分野	☒ 1 保健、医療又は福祉の増進 ☐ 2 社会教育の推進 ☐ 3 まちづくりの推進 ☐ 4 観光の振興 ☐ 5 農業又は水産業の振興 ☐ 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興 ☐ 7 環境の保全 ☐ 8 災害救援活動 ☐ 9 地域の安全の確保 ☐ 10 人権の擁護又は平和の推進 ☐ 11 国際協力 ☐ 12 男女共同参画社会の形成の促進 ☐ 13 子どもの健全育成 ☐ 14 情報化社会の発展 ☐ 15 科学技術の振興 ☐ 16 経済活動の活性化 ☐ 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充に対する支援 ☐ 18 消費者の保護 ☐ 19 前各号に掲げる分野の活動を行う団体に対する支援 ☐ 20 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める分野		
主分野1つに○ その他分野に○			
設立年月日	2006年04月	会員数	48名（2023年3月現在）
ホームページ		E-mail	ttn8jze23h@ncc4.ttcn.ne.jp
会報等の発行	☒ 有（年1回発行） ・ ☐ 無		
団体の活動目的	・「高齢者への傾聴」活動を通じて社会に寄与 ・高齢が進む社会の中で「傾聴」に関する社会的な認知度の向上に努める ・「傾聴ボランティア養成講座」の企画・実施 ・会員自身の成長を目指すと共に、会員相互の友好と親睦に努める		
団体の活動目的を簡潔明瞭に記載してください。	（注）団体の定款や規約の活動目的に「社会貢献に係る分野の活動（不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものに限る。）」のことが定められていますか。（ ☒ はい ・ ☐ いいえ ）		
主な事業内容	傾聴活動（高齢者施設、個人宅） 傾聴ボランティア養成講座の企画・実施		
これまでの主な活動実績	サークル創設以来、傾聴先施設の増加や会員数の増加など着実に活動範囲を拡大してきたが2019年度以降についてはコロナ感染の影響で活動中止の期間があり活動量が減少している。 ・傾聴先高齢者施設数：7ヶ所（対象は7カ所だが実活動可能施設は1カ所） ・個人（宅）訪問傾聴者数：約10人 ・活動延べ日数（年間）：58日（2022年度） ・活動延べ人数（年間）：58人（2022年度） ・会員のスキルアップのための月例学習会の企画・実施：11回（2022年度） ・市民活動団体補助金制度を活用し、傾聴ボランティア養成講座を毎年実施		
これまでに団体として受けた補助金等があれば記載してください（自由記載）。			
団体の特徴、アピールをしたいこと等	サークル創設以来15年目の活動になる。会員の「傾聴」に関する意識は非常に高く、訪問先施設からも信頼されている。会員は高齢化してきているが新会員の入会などを進めながら活動を継続している。また、会員相互のコミュニケーションもよく、世代を超えた友人関係（人生を語り合える仲間）となっている。		
2 申請に係る連絡先			
事務所連絡先	[REDACTED]		
連絡責任者	[REDACTED]		
E-mail	[REDACTED]		
連絡手段の優先度	[REDACTED]		
3 役員名簿（別紙添付可）			
役員	事業にお		
代表			
副代表			
副代表			
副代表			
会計			
書記			
書記			
書記			

団体の概要調書です。

団体の主たる所在地や規約等に記載された分野、活動目的、実績、人数等を記載するものです。

当該書類を基に、団体要件の確認を行います。

(3) 市川市市民活動団体事業補助金申請事業計画書（様式第3号）

様式第3号（第5条関係）	
市川市市民活動団体事業補助金申請事業計画書	
補助対象事業 の名称	「傾聴ボランティア養成講座」
補助対象事業が該 当する分野 （該当分野に✓）	☒ 1 保健、医療又は福祉の増進 ☐ 2 社会教育の推進 ☐ 3 まちづくりの推進 ☐ 4 観光の振興 ☐ 5 農業又は水産業の振興 ☐ 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興 ☐ 7 環境の保全 ☐ 8 災害救援活動 ☐ 9 地域の安全の確保 ☐ 10 人権の擁護又は平和の推進 ☐ 11 国際協力 ☐ 12 男女共同参画社会の形成の促進 ☐ 13 子どもの健全育成 ☐ 14 情報化社会の発展 ☐ 15 科学技術の振興 ☐ 16 経済活動の活性化 ☐ 17 職業能力の向上又は雇用機会の拡充に対する支援 ☐ 18 消費者の保護 ☐ 19 前各号に掲げる分野の活動を行う団体に対する支援 ☐ 20 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める分野
解決したい地域課 題は何ですか	高齢が進む市内の中でお話しを聴いてくれる人がおらず、お話し相手を 要する高齢者は増えている。 そんな中で傾聴ができるボランティアが不足している。 「ボランティア養成講座」を企画・実施し、傾聴活動ができるボランティア を増やす。
地域課題により困 っている人は誰で すか	お話しする相手がいない高齢者
事業を行う目的は 何ですか	傾聴ボランティアの養成
事業の実施方法 （該当するものに○、例 示以外は具体的に記載）	講演会 セミナー <u>講座</u> 研修会 ワークショップ 交流会 大会開催 発表会 ゴンサート 訓練・養成 体験学習 フェスティバル 保全活動 その他： 高齢者入所施設及び個人宅等での「傾聴」
事業の主体 （該当するものに○）	<u>当該団体</u> / 市の他課 / 他の団体 / その他（ ） 上記に関する補足

審査会からの指摘事項（以前に指摘があった場合は改善策を必ず記入すること）	
改善状況	指摘 なし / 指摘 あり 改善策
事業の対象者 は誰ですか	当該地区で活動可能な傾聴ボランティアへの関心を持たれている方 (参加想定人数 20人)
事業はいつ行 いますか	2024年10月～12月に全5回で実施予定
事業はどこで 行いますか	J A 妙典支店会議室
事業をどのよ うに行います か （事業の内容 を具体的に記 載してくださ い。）	傾聴ボランティア養成のため 「傾聴」とは？という基礎的な内容から 全5回の講座を通して、傾聴ボランティアとして 活動可能な人材を養成することを目的として行います。 ・「傾聴」とは（講義） ・「傾聴」の心得（講義） ・認知症とは（講義） ・高齢者の気持ち（講義・ロールプレイ）

申請事業の計画書です。審査で重要となる、
地域のどのような問題を解決するために行う事業なのか
事業を行う目的、具体的な内容、スケジュール、広報計画等
詳細を記載するものです。

当該書類を基に、事業要件の確認を行います。

準備スケジュール (別紙添付可)	(時期)	(やること)	(担当人数)
	4月		
	5月		
	6月	講師決定・講師へ依頼、日程調整(役員会)	
	7月	会場確保(JA 妙典支店)	2人
	8月	開催メンバー打合せ	8人
	9月	講師打合せ(役員会)	
	10月	チラシ作成 広報活動開始(いちかわ広報、新聞、口コミなど)	4人 2人 3人
	11月	講座(第1回)	受付など 各日5~7人 (5日間)
	12月	講座(第2回)	
		講座(第3回)	
		講座(第4回)	
		講座(第5回)	
	1月	実施報告書作成(役員会)	
	2月		4人
	3月		
広報の計画 及び方法	※ 広く市民の参加を呼び掛けるための具体的な広報の計画及び方法を記載してください。 1 広報の計画(別紙添付可) チラシを作成し、公民館・視聴覚施設などへ配布(600枚程度) 会員からのクチコミによる広報 2 広報の方法 インターネットを活用した情報発信 ☑ (ボランティア・NPOWeb、ホームページ、Facebook、ツイッター等) ☑ フリーペーパーへの掲載 ☑ 広報いちかわ(市民の広場)に掲載 ☑ 公民館等の公共施設へのポスターの掲示、チラシの配布等 その他 (行徳新聞、市川読売など新聞での広報)		

(4) 市川市市民活動団体事業補助金申請事業収支予算書（様式第4号）

様式第4号（第5条関係）

市川市市民活動団体事業補助金申請事業収支予算書

1 【収 入】 (単位：円)

項 目	金 額	説 明（積算等）
事業収入	¥60,000	受講料3000円×20人
寄附金収入	¥0	
補助金収入	¥100,000	市川市市民活動団体事業補助金（200000/2=100000）
その他（助成金等）	¥0	
会費充当	¥40,000	団体の本会計より充当
合 計	¥200,000	

2 【支 出】 (単位：円)

項 目	金 額	うち補助対象金額	説 明（積算等）
報償費	¥105,000	¥105,000	外部講師料（交通費込み¥21000×5）
交通費	¥30,000	¥30,000	講習日のスタッフ&チラシ設置等
消耗品費	¥10,000	¥10,000	インク代、用紙代等
印刷製本費	¥15,000	¥15,000	チラシ（¥12,000）・教材作成等（¥3,000）
通信運搬費	¥15,000	¥15,000	切手代（¥110×30）…休退会者への案内送付 レターパック（¥390×30）…介護事業所への案内送付。郵便料金値上げ分を含む。
保険料	¥0	¥0	
使用料及び賃借料	¥25,000	¥25,000	会場使用料（5日×5000円）
原材料費	¥0	¥0	
合 計	¥200,000	200000	

備考

1 補助金の交付対象となる事業に要する経費を記載してください。

2 市川市市民活動団体補助決定事業実績報告書（様式第11号）を提出する際、市川市市民活動団体事業補助金申請事業収支決算書（様式第12号）とともに領収書を添付する必要があります。

申請事業に係る収支予算書です。

4月～翌3月までの収入金額、支出金額、支出金額のうち補助対象金額にあたる金額を記載するものです。

収入、支出ともに、説明欄には詳細な内訳を記載します。

当該書類を基に、経費の妥当性の確認を行います。

(5) 前年度の事業報告（その他市長が必要と認める書類）

（その他市長が必要と認める書類）

令和〇〇年度の事業報告

団体名称 〇〇〇〇の会

1. 事業の成果

8月の市民向け避難所体験訓練は、市川市総合防災訓練の一環として市と協働で実施し、約20名の一般参加者に対して、より実践的な体験を通じた避難意識とともにイメージトレーニングの重要性を伝えることが出来た。

12月実施の防災ウォークは、約20名の一般参加者とともに、災害発生時に徒歩での避難を想定した訓練の中で市内行徳地区の防災施設を巡り、参加者の危機管理意識の高揚が見られた。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 社会貢献活動にかかわる事業（市民（会員以外）の参加がある事業）

事業名	具体的な事業内容	実施日時	実施場所	従事者の延べ人数	受益対象者の範囲及び延べ人数 （うち市民の数）	事業費の金額（円）
避難所体験訓練	大洲防災公園を使った宿泊訓練	8/29～30	大洲防災公園	30人	78人（48人）	17,537
防災ウォーク	防災について考えながらウォーキング	12/12	行徳地区	15人	35人（20人）	4,218
防災啓発研修会	市民に対して意識啓発・高揚のための研修会	1/30	I-Linkルーム	5人	22人（17人）	69,500
小計				50人(a)	135人(85人) (b)	91,255(c)

(2) 会員のためだけに行う事業（市民（会員以外）の参加がない事業）

事業名	具体的な事業内容	実施日時	実施場所	従事者の延べ人数	受益対象者の範囲及び延べ人数 （うち市民の数）	事業費の金額（円）
バス研修	役員を対象とした防災施設視察	3/16	旭市	3人	25人（25人）	23,400
役員会	月1回の定例会	毎月	事務所	36人	36人（36人）	2,388
小計				39人(d)	61人(61人)(e)	25,788(f)

合計	(a)+(d)=(g) 89人	(b)+(e)=(h) 196人	(c)+(f)=(i) 117,043
----	--------------------	---------------------	------------------------

全活動に占める社会貢献活動の割合 ※ 小数点以下は四捨五入してください。	(a)/(g) 56%	(b)/(h) 69%	(c)/(i) 78%
---	----------------	----------------	----------------

団体要件にある、団体の全活動のうち、社会貢献活動が 50% 以上であることを確認する資料です。

NPO 法人で社会貢献活動の割合が明確な資料を作成している場合は、当該資料に代えられます。

団体の会員以外の市民が2人以上参加する社会貢献活動に係る事業の内容を記載します。

総会や親睦会等、団体の運営や会員の交流を図る、会員以外の市民の参加がない事業の内容を記載します。

この数値を、全活動に占める社会貢献活動の割合を判断する参考とします。

(6) 団体要件・事業要件に関する宣誓書（その他市長が必要と認める書類）

(その他市長が必要と認める書類)
団体要件・事業要件に関する宣誓書

◆確認事項

団体要件	以下、該当する項目に☑チェックをしてください。 ☑ 営利を目的としていない ☑ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とした活動を行っていない ☑ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とした活動を行っていない ☑ 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職）の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした活動を行っていない ☑ 法令、条例等に違反する活動をしていない ☑ 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていない ☑ 申請書の提出にかかる年度から起算して5年以内に、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたことにより、当該決定の全部又は一部を取り消されていない ☑ 団体又は団体役員等が暴力団等に該当していない ☑ その他、市民活動団体としてふさわしくない行動を行っていない
事業要件	以下、該当する項目に☑チェックをしてください。 ☑ 原則として市内において実施する ☑ 営利を目的としていない ☑ 参加者の50%以上は市川市民を予定している ☑ 当該市民活動団体の構成員のみを対象としていない ☑ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的としていない ☑ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としていない ☑ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としていない ☑ 補助金の交付予定の年度に、申請事業について、市川市から補助金又は委託等を受けていない

当団体や申請事業は、団体要件・事業要件に該当するとともに、申請書等の記載事項は上記のとおり事実と相違ありません。また、暴力団等に該当の有無について、市川市が警察署に照会すること、及び条例8条6項に基づき、補助決定事業の内容を公開することに同意します。

令和 ○年 ○月 ○日

団体名 ○○○○の会 _____

代表者名 市川 ○○ _____

(直筆又は押印)

団体要件、事業要件を満たしていることについて、団体からの宣誓書です。

該当項目の全てをご確認いただき代表者の署名を頂きます。

2. 団体別審査表

事業番号		団体番号									
10	27	聴聴ボランティアサークル「うさぎの耳」		7回目		団体の活動分野		1	保健、医療又は福祉の増進		
				「聴聴ボランティア養成講座」		事業の該当分野		1	保健、医療又は福祉の増進		
前年度年度の申請内容（交付決定時）						令和6年度の申請内容					
【直近申請年度】			令和5年度			【事業の概要説明】			【事業の概要説明】		
事業費総額		186,400	高齢が進む社会（市川市）の中でお話し相手がいらない高齢者は増えている。そんな社会情勢の中で聴聴ボランティアの活動ができる人を増やす必要性が高まっている。本講座を受講後、聴聴ボランティア活動を始められることにより高齢者支援の一助になると考える。また、活動までできない方についても講座を受講することで、聴聴に関する意識と理解が向上し、高齢社会への対応力が上がると思われる。			事業費総額		200,000	高齢が進む社会（市川市）の中でお話し相手がいらない高齢者は増えている。そんな社会情勢の中で聴聴ボランティアの活動ができる人を増やす必要性が高まっている。本講座を受講後、聴聴ボランティア活動を始められることにより高齢者支援の一助になると考える。また、活動までできない方についても講座を受講することで、聴聴に関する意識と理解が向上し、高齢社会への対応力が上がると思われる。		
補助対象総額		186,400				補助対象総額		200,000			
交付申請額		93,200				交付申請額		100,000			
収入		金額				収入		金額	説明		
事業収入		60,000	受講料3,000円×20名			事業収入		60,000	受講料3,000円×20名		
寄附金収入		0				寄附金収入		0			
補助金収入		93,200	市川市市民活動団体事業補助金			補助金収入		100,000	市川市市民活動		
その他（助成金等）		0				その他（助成金等）		0			
予備項目						予備項目					
予備項目						予備項目					
予備項目						予備項目					
予備項目						予備項目					
予備項目						予備項目					
会費充当		33,200	団体の本会計より充当			会費充当		40,000	団体の本会計より		
合計		186,400				合計		200,000			
支出		金額	補助対象金額			支出		金額	補助対象金額		
経費		105,000	105,000	外部講師料（交通費込み）@21,000円×5回）		経費		105,000	105,000		
交通費		27,000	27,000	講習日のスナック交通費5名×5日割×600円（平均）＝20,000円 施設へチラシ配布依頼の交通費9名分 7,000円		交通費		30,000	30,000	20,000円 施設へチラシ配布依頼の交通費9名分 10,000円	
消耗品費		10,000	10,000	インク代、コピー用紙代等		消耗品費		10,000	10,000	インク代、コピー用紙代等	
印刷製本費		10,000	10,000	チラシ・教材作成等		印刷製本費		15,000	15,000	チラシ（¥12,000）・教材作成等（¥3,000）	
通信運搬費		9,400	9,400	切手代（@94×100、PR用チラシ・資料の郵送代）		通信運搬費		15,000	15,000	切手代（¥110×30）・休会金庫へ案内交付 レターパック（¥390×30） ・介護事業所への案内（チラシ）交付、郵便料金値上げ分を含む。	
保険料		0	0			保険料		0	0		
使用料及び賃借料		25,000	25,000	会場費（@5,000円×5回）		使用料及び賃借料		25,000	25,000	会場費（@5,000円×5回）	
原材料費		0	0			原材料費		0	0		
予備項目						予備項目					
その他		0	0			その他		0	0		
合計		186,400	186,400	※補助金額は左記の1/2（上限15万or30万）		合計		200,000	200,000	※補助金額は左記の1/2（上限15万or30万）	
前年度の審査会コメントや指摘事項・改善状況				審査会で特に留意頂きたい点				事業計画概要			
								実施時期、方法、場所		日程：令和6年10月から12月 全5回実施予定 場所：1A妙典支店会議室	
								内容		「聴聴」は？という基礎的な内容から全5回の講座を通して、聴聴ボランティアとして活動可能な人材を養成することを目的に行う。 ・「聴聴」には（講義） ・「聴聴」の心得（講義） ・聴聴とは（講義） ・高齢者の気持ち（講義・ディスカッション）	

提出された申請
団体に、申請
た補助対象経費
継続団体の場合
とができます。

提出された申請書類の内容をまとめた、補助資料です。

団体別に、申請事業の名称、実施内容、事業費総額、経費別の内訳を含めた補助対象経費金額、交付申請額等を1面にまとめています。

継続団体の場合は、左右の内容から、前回申請時の内容を比較・確認することができます。

[illegible]

【収支予算額】

- ・収入と支出の実績金額
 - ・金額の説明 など
- ※ 前回申請の金額から2割以上増の費目は網掛け(黄色)となります。

※直近事業概要はこちらに掲載

・実施時期、方法、場所、内容 など

3. 審査対象事業一覧

申し込み事項		【申し込み事項】	
		・同事業にて4回目の申請であるため、お諮りするものです。令和2年度以来、4年ぶりの申請でもあります。 ・NPO法人子ども文化ステーションと共催となる事業のため、収入項目に子ども文化ステーション持ち分の金額が含まれています。 ・事業費総額が多額な事業のため、「観覧費」、「印刷製本費」のみを補助対象経費に計上し、申請されています。（2つの経費のみで補助金の上限金額15万円を超えるため）	
		【団体より】 ・令和3年度～令和5年度にかけて申請がなく、令和6年度の申請となった理由 令和3年度～5年度まではコロナ禍もあり、会としての活動も休止状態にあり、対外的な公演は行ってきませんでした。 令和5年5月から活動を再開いたしました。令和5年度の補助金の募集期間には間に合わなかったため、チケット収入と会員の年会費等で公演を行いました。 令和6年度11月に公演予定の「行きたい場所をどうぞ」は劇団から示された講演料が高くチケット代も高くなります。今回の演劇の内容は「自分の生き方に自信が持てなかった高校生が、AIロボットと旅をし、色々な経験をする中で、自らの力で自分のやりたいことを見つけていく」というものです。 ぜひ多くの子どもたち、中高生、市民に皆様に見ていただけるように、できるだけ入場料を安く設定したいと思い、申請を行うものです。	
		【各費目への補足（団体の回答）】 ・通信運搬費（案内送付料：94円×2回×100通、110円×100通）についての内訳 →3回とも本会員とサポーターを対象とした案内通知です。3回目の料金は、この秋の郵便料金の値上げを考慮しました。	
団体名	委員長	質疑一覧	団体からの回答
市川でよい芝居をみる会	横戸委員	令和6年度は前年度と比べてチケット代が一般と会員が減額ですが、高校生以下・障がい者については減額になっていません。前者が減額されるのであれば、後者の減額も必要だと思うのですが、どのようにお考えでしょうか？	前年度の公演の際も障がい者会員についての割引きについて話題になりました。ご指摘のとおり障がい者・学生会員券があってもよいと思います。前向きに検討させていただきます。
	清水委員	児童生徒や障害のある方々が観劇しやすい料金体系を設定しているところに、貴団体のビジョンを感じました。毎年どれくらいの割合で児童生徒・障害者の皆さんが観劇されますか？（類似の活動をしている団体の皆さんが同様の取り組みをされる際、参考になるものと思いますので伺っています）	2018年の公演ではコロナ禍で入場者の制限もあり、250名ほどの観客でした。高校生以下、障がい者のチケット数は14枚でした。また、昨年の公演は平日の昼の公演ということもあり、190名の参加で、障がい者3名、学生（無料）1名でした。
	清水委員	想定観客数がチケット数より大幅に多いのは、関係者が観劇されるためでしょうか？	今回の公演は市川子ども文化ステーションとの共同開催となっており、観客数を分担しあっています。前回の公演「ひとごらし」でもほぼ同じ割合で分担いたしました。文化会館小ホールは観客席数は413席です。本会が170名。子どもステーションの会員参加見込みが180名、一般チケットでの参加40～50で合計230名になります。（13席は音響席等になります）
	石原委員	地域課題に困っている対象者として高校演劇部の生徒をあげているが、その理由は？ 《演劇部生徒の観劇や参加が少ないということでしょうか？》 チケット代、高校生・障がい者10人分で15,000円のインパクトが少ない様に思えます。上記に関連しますが、思い切った無償にすれば参加者等、拡がりや増加を見い出せるのではないのでしょうか？	市川市内の高校の演劇部の生徒への働きかけは毎公演ごとに行っていますが、中には演劇部の顧問の先生が熱心で、生徒たちを観劇だけでなく、公演前の準備から参加して下さる学校もあります。しかしほとんどの学校が参加していただけないのが実情です。高校生などを無料にする件はこれまでも検討していく課題ではあると思います。今回の公演はは学校や子ども劇場などで公演活動をしている作品であり、市川子ども文化ステーションとの共催でもあるので、劇団なども相談して行かなければならないと思います。私たちも若い方々に観てもらえるための工夫をして行かなければならないと思っております。
	小野委員	参加予定人数が390人とされていますが、チケット代金は170人分となっている理由を教えてください。公演チラシ枚数が40,000枚ですが、枚数の根拠を教えてください。	上記清水委員への回答と重複いたしますが。市川子ども文化ステーションとの共同開催なので、
	鈴木委員	前年事業実績に比べて今年の収支予算規模は3倍以上となっています。から示された金額が高いとのことですが、団体として今年の事業をこのとしたのは、どのような理由からでしょうか？	
	鈴木委員	補助対象経費である印刷製本費については、内訳ごとの算出式を記載してください。	
	清水委員	長年継続されてきたご活動の蓄積により、多くの協力者が生まれていることを感じました。世代間交流や社会啓発の貴重な場としても、ぜひ地域の次世代に活動をつなげていけることを期待しています。	
	柳澤委員	入場料を安くしての講演との事ですので、補助金をもう少し活用し、計画の一般2700円を下げることは可能でしょうか。補助金があって成り立つ事業と思いますので、4回目であることの支障はないと考えます。	
	鈴木委員	団体の活動休止期間はありませんが、事業継続の必要性はあると思います。	

事務局が特に審査を要すると認める事業（申請回数が1回目、4回目、その他確認事項・疑義のある事業等）について
事務局からの補足等申し込み事項と、審査会からの事前質疑・ご意見をまとめています。審査する上での補助資料となります。

4. 事務局審査一覧（審査対象以外の団体）

No	団体 NO.	団体 分野	事業 分野	団体名	申請 回数	事業名	事業概要説明	実施時期、方法、場所	前回申請 指摘事項	事務局所見及び団体確認事項
36	114	6	6	中津攸子文学展 望の会	2回	第3回中津攸子の 歴史講演会「徳川 家康」	（目的）：市川市民芸術文化賞受賞者でもある中津攸子氏の 歴史講演「徳川家康」を行うことにより、市民に先生の文学だけで なく、生き方の根本を見据えた考え方に触れる機会を得る。 （内容）家康がいかなる手段をもって用意周到に備理観を輩んじ る世の中を来たせたいと贈ったのかを解明する。 （効果）市川市内に89歳になる創作意欲旺盛な作家中津攸 子という女性がいて、多くの市民がそれを知ることにより、人生を豊 かにする指針を得る。	5月19日（土）13時～15時・全日興ホール（大ホ ール）	なし	事務局にて形式審査済。 例年同様の事業内容及び規模であることを確認。
37	115	1	1	特定非営利活動 法人ケアラー健康 協会	2回	ケアラー健康セミ ナー（シニア世代 向け）	本事業ではケアラーの認知を進めるとともに、ケアラー本人の健康に 目を向ける機会を作り出すことで、ケガや病気を未然に防ぐことと ともに、ケアラーの健康推進および「QOL：生活の質」の向上、健康 寿命の延伸を目指しています。さらに、ケアラーが元気になること により、「今介護している方々へのサポート内容の充実」をはかり、「ケ アラーがサポートする期間の延長」を実現することが保険医療費の 削減につながり、社会に貢献できると考えています。 また、ケアをされる側の健康もサポートすることで、ケアされる側もケ アする側も充実した人生を歩むことができると考えています。	2024年4月13日（土） 10：00～12：00（予定） 場所：京葉ガス㈱ 柔道場（鍛錬館）	なし	事務局にて形式審査済。 前年度より規模を縮小し、申請額も減。 今回は対象者をケアされる側（シニア世代）の支 援を中心としたセミナーを実施予定。 前回審査時より、事業の目的、解決したい地域課 題に変更はないことを確認。
39	118	1	1	オレンジスマイルい ちかわ実行委員会	2回	オレンジスマイルい ちかわ2024	オレンジスマイルいちかわ2024は、「認知症の人をも てが暮らしやすい市川をつくる」を合言葉に、市川市内3 0kmのタスキレーとニックコルトンプラザでのゴールイベ ント。認知症の理解啓発、市民の地域とのつながりと健康 を目的として、市川市で活動する多様な人々と共に開催 私どもの活動が市川市の地域福祉、健康づくりへの取り 進めるムーブメントとなるよう、取り組んでいきます。			

事務局で確認済みである、簡易審査対象団体を一覧にした資料です。
事業の概要、実施内容のほか、右記に事務局の所見を記載します。

II. 実績報告の審査で用いる資料

1. 団体提出の実績報告書類

- (1) 市川市市民活動団体事業補助決定事業実績報告書（様式第12号）
- (2) 市川市市民活動団体事業補助金収支決算書（様式第13号）

【参考事例】

- (1) 市川市市民活動団体事業補助決定事業実績報告書（様式第12号）

補助決定事業の実施後、実際に支出した補助決定事業総額、補助対象経費総額等を記載する報告書です。

様式第12号（第11条関係）	
市川市市民活動団体補助決定事業実績報告書	
令和6年2月19日	
市川市長 様	団体名 オレンジスマイルいしかわ実行委員会 (団体番号 118) 代表者名 XXXXXXXXXX 所在地 XXXXXXXXXX
令和5年10月1日付けで交付決定のあった市川市市民活動団体事業補助金について、下記のとおり補助決定事業を完了したので、報告します。	
記	
報告事項	
(1) 補助決定事業費総額	593,320
(2) 補助対象経費総額	103,655
(3) 補助金交付決定額	159,500
(4) 補助金交付概算払額	159,500

(5) 実施報告

補助決定事業の名称	オレンジスマイルいちかわ2023
補助決定事業の実施内容 (計画に照らした事業の実施結果を記載してください。)	計画どおりに出来たこと、出来なかったこと等を具体的に記載してください。 ①エントリーチーム説明会 2023年11月8日(水) 19時 全日警ホール第3会議室 6チーム参加 ②ボランティア説明会 2023年11月9日(木) 19時 全日警ホール第3会議室 40名参加 ③タスキリレー&ゴールイベント 2023年11月18日(土) ・タスキリレー:市内3コース約30km 29チーム80人参加 ・ゴールイベント:10時~15時 会場ニッケコルトンプラザサロント広場 ブース出店:市内障害者事業所販売ブース、体力測定、福祉機器体験、認知症・介護相談ブース、血管年齢測定、お食体験、CUC学生ブース(ポッチャ、モルック体験、認知症クイズスタンプラリー等) ステージイベント:小学生チアリーダーチーム、フラダンス、高校ダンス部、アラフィフアイドル、失語症グループ演奏 天候にも恵まれタスキリレー、ゴールイベント共にほぼ予定通り開催することができた。
広報の実施状況 (市民の参加を呼び掛けるために実施した広報等の実施状況を記載してください。)	・ホームページ、フェイスブック、X(ツイッター)、インスタグラムでの周知 ・市の公共施設、高齢者サポートセンター、デイサービス等へのチラシ・ポスター配架 ・タスキリレーコース沿い店舗でのポスター掲示 ・いちかわ新聞、行徳新聞への掲載 ・JCOM「じもとピックス」での放映
補助決定事業の成果 (課題をどのように解決することができたのかを記載してください。)	補助決定事業を実施したことによりどのようなメリットがあったのか、地域がどのように変わったのか等得ることができた成果を具体的に記載してください。 エントリー方法の追加によりシステム変更が必要となったことからチラシ作成、エントリー募集開始時期が当初の予定より遅れたが、ほぼ予定通りのタスキリレー参加チーム、ボランティアのエントリーができた。 今回初の試みとしてステージイベントの出演者を一般公募したところ、市内公立高校ダンス部、フラダンスサークル、小学生チアリーダーチームなどから応募があり、賑やかなゴールイベントとなった。これらの皆さんがタスキリレーの最終チームがゴールする際に花道をつくって頂き、認知症当事者を含む最終ランナーを暖かく迎えられることができた。 小学生から90歳を超える方がタスキをつなぎ、ボランティアには障害者、一般市民、学生が参加して頂いた。私どもが目指す「認知症の理解啓発のみならず、市川市で活動する多様な人々が参画し、イベント参加を通して共生社会と健康への意識を高め、誰もが暮らしやすい市川をめざす」という一歩を踏み出すことができたのではないかと。
補助決定事業を実施したことにより把握した課題と改善策 (今後の方向性)	補助決定事業を実施したことによって、どのような課題を把握し、及び当該課題を解決するための改善策をどのように講じたのか記載してください。 今回の認知症当事者の方とそのご家族がボランティアに応募して頂き、他のボランティアと一緒に活躍して頂いた。また表舞台には登場しなかったが協賛企業からの飲料の贈送や当日の会場設営には、社会との関わりに不安を持っている人たちに手伝って頂き、イベントを支えて頂いた。 イベントに参加した皆さんからもぜひ次回も参加したいとの声を頂き、オレンジスマイルいちかわの活動が地域共生社会と健康意識向上に向けた小さなムーブメントであることを実行委員で共有できた。

詳細な実施内容や広報の実施状況、事業の成果・課題のほか、実施時の写真を掲載して報告します。

当該書類を基に、補助決定時の事業内容のとおり実施されたか、指摘又は条件づけられた事項への対応状況はどうかの確認を行います。

(6) その他

※ 補助決定事業に係る活動の様子が分かる写真を2枚添付してください。

タイトル : ボランティア説明会(全日警ホール)

撮影年月日: 2023.11.9



タイトル : オレンジスマイルいちかわ2023 集合写真

撮影年月日: 2023.11.18



(2) 市川市市民活動団体事業補助金収支決算書（様式第13号）

様式第13号（第11条関係）

市川市市民活動団体事業補助金収支決算書

補助決定事業の名称：オレンジスマイルいちかわ2023

1【収入】

項目	金額	説明（積算等）
事業収入	221,140	エントリー費、出店費、商品販売費
寄附金収入	225,000	協賛金
補助金収入	159,500	市川市市民活動団体事業補助金
その他 （助成金等）		
会費充当	95,353	団体の本会計より充当
補助金返金	-107,673	
合 計	593,320	

2【支出】

項目	支出金額	うち補助対象金額	説明（積算等）
報償費	0	0	外部講師等の招へい あり/なし
交通費	4,100	2,900	駐車場代（チラシ配布、資料・荷物運搬）
消耗品費	164,601	16,685	テーブル類、シート類、文房具他
印刷製本費	105,744	50,000	チラシ・ポスター印刷、コピー代
通信運搬費	52,358	4,260	切手代
保険料	23,150	23,150	ボランティア保険、レクリエーション保険
使用料及び賃借料	19,020	6,660	会議室使用料
原材料費	0	0	
支払手数料	3,190		道路使用申請費他
業務委託費	221,157		エントリー代行、Tシャツ発送費用他
合 計	593,320	103,655	

※ 領収書（原本）を添付してください。

補助決定事業に係る収支決算書です。

実施事業に係る収入金額、支出金額、支出金額のうち補助対象金額にあたる金額を、詳細な内訳を含めて記載します

当該書類を基に、補助決定時の経費内容に沿った支出となっているかの確認を行います。

2. 実績一覧表

基礎情報					交付可否決定に係る額			概算払い関係	取消又は軽微変更			実績報告に係る額		精算			
No.	団体番号	団体名	代表者	申請回数	事業名	事業費総額	補助対象経費	交付決定額	概算払いの有無	内容	主な変更	理由	事業費総額	補助対象経費	概算払額	返金額	交付決定額
1	2	ケアカフェいちかわ	梶 貴雄	5回	在宅医療介護啓蒙の市の市民まつり出展事業	181,100	145,100	72,550	有				183,042	113,976	72,550	15,562	56,988
2	8	市川市マンション管理組合協議会	栗原 豊	5回	マンション管理セミナー・交流会・相談会	432,580	312,580	150,000	有				271,438	250,952	150,000	24,524	125,476
3	10	緑のみずがき隊	森角 武久	8回	環境教育プログラム『みどりの寺子屋』『緑の楽交』	190,000	170,000	85,000	有	軽微変更	日程等の変更	天候による変更等	199,125	170,000	85,000	0	85,000
4	14	アシカちゃんクラブ	須子 博方	8回	知的障害児・者のための水泳療育	704,400	696,000	150,000	有				690,385	681,000	150,000	0	150,000
5	17	特定非営利活動法人ニッポンアクティブライフクラブ市川拠点「ナルク市川」	柴田 守	8回	「市民公開講座」事業	440,000	400,000	150,000	有	軽微変更	代表者変更	総会決議による	337,080	300,000	150,000	0	150,000
6	18	MOA食育ネットワーク千葉・ハビネスクラブ	佐藤 静子	8回	健康を守る自然食中心の食育推進事業	296,300	131,100	65,550	有	軽微変更	団体所在地、事業一部中止	コロナ禍で会場が使用できなかったため	341,885	92,340	65,550	19,380	46,170
7	19	古事記に親しむ会	宇野 友章	7回	第1回落語de古事記くエピソード1>	260,000	235,000	117,500	有				289,383	173,536	117,500	30,732	86,768
8	20	NPO法人市川子どもの外遊びの会	和田 京子	8回	子どもが安心して自由に外遊びするためのプレーパーク事業	384,500	384,500	150,000	有	軽微変更	開催場所、日程の変更	予定していた活動場所が使用不可となったため	384,909	368,482	150,000	0	150,000
9	23	着物リメイク研究会	阿部 高子	8回	着物リメイク講習会及び市民ファッションショー開催事業	247,000	247,000	123,500	有				356,848	215,113	123,500	15,944	107,556
10	25	市川ジュニアBリーグ	篠崎 義治	8回	子どもの健全育成を図る小学校低学年野球大会の開催事業	730,000	521,000	150,000	有				952,432	348,846	150,000	0	150,000
11	27	傾聴ボランティアサークル「うさぎの耳」	村山 慎一	6回	「傾聴ボランティア養成講座」	186,400	186,400	93,200	有				176,012	174,304	93,200	6,048	87,152
12	29	東部マンドリーノ	吉川 清	8回	マンドリン演奏による、地域の文化活動推進事業	709,000	346,000	150,000	有				408,128	103,500	150,000	53,310	86,300
13	31	鬼越ふるさと会	山田 昌男	6回	真間川歩け歩け大会	399,800											
14	34	子育て応援メッセ実行委員会	花蜜 ユカ	8回	子育て家庭・妊婦さん向けイベント開催事業	480,000											
15	35	特定非営利活動法人 いちかわ子育てネットワーク	幸前 文子	8回	子育てに関わる人たちのためのレベルアップセミナー開催事業	170,000											

事務局で確認した、団体別の実績報告に係る金額、事業の中止や軽微変更等があった場合はその旨を一覧にまとめた資料です。

事務局の確認時、実績報告時に疑義のある事業があった場合は、別途資料を作成し、事務局へ送付いたします。

事務局で確認した、団体別の実績報告に係る金額、事業の中止や軽微変更等があった場合はその旨を一覧にまとめた資料です。

事務局の確認時、実績報告時に疑義のある事業があった場合は、別途資料を作成する等して、審査会にお諮りします。

Ⅲ. 審査会委員について

1. 委員名簿（任期：令和6年11月1日～令和8年10月31日）

氏 名	所 属 ・ 役 職	選出区分
榎戸 敬介	学校法人千葉学園 千葉商科大学 政策情報学部 教授	学識経験者
奈良 玲子	和洋女子大学 助教	学識経験者
江口 庸祐	千葉県税理士会市川支部 税務支援対策部員	学識経験者
山脇 克子	特定非営利活動法人 日本 NPO センター 事務局スタッフ	学識経験者
大西 純子	一般財団法人市川市福祉公社 理事長	関係団体推薦
齋藤 道子	市川市自治会連合協議会 副会長	関係団体推薦
渡邊 照子	市川商工会議所 議員株式会社 イシイ アイ・エス観光バス 代表取締役	関係団体推薦
石垣 瑠美		公募市民
鈴木 雅明		公募市民
神原 頼男		公募市民

2. 留意事項

(1) 審査会の公開について

審査会の会議は、原則として公開で行います。(市川市審議会等の会議の公開に関する指針第6条)

(2) 委員名簿等の公表について

委員名簿(様式第4号)は、下記の方法で公表します。(市川市審議会等の会議の公開に関する指針第17条)

また、会議を開催した時は、会議概要および会議録等を公表いたします。(同指針第14条)

≪公表方法≫①市川市公式 web サイトへの掲載

②中央図書館、行徳図書館、大野公民館及び男女共同参画センターにおける閲覧

(3) 委員報酬のお支払いに係る個人番号の提供について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第9条第4項の規定に基づき、給与支払報告書及び源泉徴収票、報酬の支払調書を作成する事務において、個人番号を利用する必要があることから、個人番号をご提供いただきます。

個人番号等の関係書類及びこれに係る個人情報、同法並びに市川市個人情報の保護に関する法律の施行に関する条例及び市川市の保有する個人情報等の適切な管理のための措置に関する規程に従い適正に管理保管します。

IV. 根拠法令

1. 市川市市民活動団体事業補助金交付条例

制度の目的や申請要件、上限額、手続き、審査会の設置等、制度の根幹部分を定めています。

2. 市川市市民活動団体事業補助金交付条例施行規則

条例の施行に関し必要な事項を定めるものです。

主に提出書類の様式、社会貢献に係る分野、交付対象となる経費、審査会の運営等について
を定めています。

3. 市民活動団体事業補助金に関する事務取扱基準

制度の公平、公正かつ適正な運用を図ることを目的に、補助金の交付に関して、事務手続きの
取扱い基準を定めるものです。

○ 市川市市民活動団体事業補助金交付条例

平成 27 年 9 月 18 日

条例第 37 号

(目的)

第 1 条 この条例は、市民活動団体の行う事業に対し市川市市民活動団体事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する制度を設けることにより、市民活動団体の活動の支援及び促進を行うとともに、当該活動への市民参加の促進を図り、もって市民の福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「市民活動団体」とは、福祉、環境、文化、スポーツ、青少年育成その他の社会貢献に係る分野の活動（不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものに限る。）のうち規則で定める分野の活動を行うことを主たる目的とする団体（団体を構成する者の相互扶助を図り、又はその者の活動を支援することを実質上の目的とするものと認められる団体を除く。）であって、営利を目的とせず、かつ、その行う活動が次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下この号及び第 4 条第 1 項第 7 号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。同号において同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推進し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

(補助金の交付を受ける資格のある市民活動団体)

第 3 条 補助金の交付を受ける資格のある市民活動団体は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に主たる事務所を有し、かつ、市内において活動をしていること。
- (2) 市民活動団体の目的、名称、その行う活動の種類及び活動に係る事業の種類その他規則で定める事項を記載した規約、会則、定款等（第 6 条第 2 号において「規約等」という。）を有していること。
- (3) 5 人以上の者で構成されていること。
- (4) 第 6 条の規定による申請書の提出時において、1 事業年度以上継続して活動していること。
- (5) 法令、条例等に違反する活動をしていないこと。
- (6) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと。
- (7) 第 6 条の規定による申請書の提出に係る年度から起算して 5 年以内に、偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたことにより当該決定の全部又は一部を取り消されていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団並びに同条第 6 号に規定する暴力団員及び市川市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 12 号）第 9 条第 1 項に規定する暴力団密接関係者が市民活動団体の代表者、役員その他これらと同等の責任を有する者として当該市民活動団体の事業活動の支配をしていないこと。

2 前項に掲げる要件のうち、同項第 4 号の要件を満たしていない市民活動団体であっても、その設立の経緯等を考慮して、同号の要件を満たしている市民活動団体に準ずるものとして市長が認める市民活動団体については、補助金の交付を受ける資格のある市民活動団体とする。

(補助金の交付を受けることができる事業)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる事業は、規則で定める分野の事業であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内において実施するものであること。
- (2) 営利を目的としないものであること。
- (3) 市民を主たる対象とするものであること。

- (4) 団体を構成する者のみを対象とするものでないこと。
- (5) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するものでないこと。
- (6) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対するものでないこと。
- (7) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推進し、支持し、又はこれらに反対するものでないこと。
- (8) 補助金の交付を受けようとする年度に本市から助成金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付を受けていないこと。
- (9) 規則で定める分野の事業の実施に係る基準に適合していること。

- 2 前項に掲げる要件のうち、同項第1号、第3号又は第4号の要件を満たしていない事業であっても、第1条の目的を達成するものとして市長が特に必要と認める事業については、補助金の交付を受けることができる事業とする。
- 3 一の市民活動団体が補助金の交付を受けることができる事業の件数は、1年度につき1件とする。

（補助金の額）

- 第5条 補助金の額は、第3条に規定する要件を満たしている市民活動団体（第7条及び第8条第4項から第6項までにおいて「補助資格団体」という。）の行う前条に規定する要件を満たしている事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費のうち規則で定めるものの総額に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、30万円を限度とする。
- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、3回以上補助金の交付を受けたことがある補助対象事業（当該補助対象事業の内容に準ずる内容であるとして市川市市民活動団体事業補助金審査会の審査を経た上で市長が認めた補助対象事業を含む。）に係る補助金の限度額は、15万円とする。
- 3 補助対象事業の実施により生ずる収入の合計額と第1項及び前項の規定に基づき算定して得た補助金の額との合計額が補助対象事業に要する経費の総額を超える場合における補助金の額は、これらの規定に基づき算定して得た

補助金の額から当該超える部分の金額を差し引いて得た額とする。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長は、これらの規定に基づき補助金の額を算定する場合において予算上やむを得ないと認めるときは、市長が別に定める方法により補助金の額を算定するものとする。この場合において、市長は、当該方法を定めたときは、速やかに、これを公表するものとする。
- 5 第3項の規定は、前項の規定により市長が別の方法により補助金の額を算定した場合について準用する。この場合において、第3項中「第1項及び前項の規定に基づき」とあるのは「次項の規定に基づき市長が別に定める方法により」と、「これらの規定に基づき」とあるのは「同項の規定に基づき市長が別に定める方法により」と読み替えるものとする。

（交付の申請）

- 第6条 補助金の交付の申請をしようとする市民活動団体は、申請書に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 団体概要調書
- (2) 規約等の写し
- (3) 補助金の申請に係る事業の計画書
- (4) 収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

（審査）

- 第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、当該申請書の提出をした市民活動団体が補助資格団体に該当し、かつ、当該市民活動団体の行う補助金の交付を受けようとする事業が補助対象事業に該当するかどうかについて、市川市市民活動団体事業補助金審査会による審査を求めるものとする。

（交付の決定等）

- 第8条 市長は、前条に規定する審査を経たときは、当該審査の結果を考慮し、速やかに、補助金の交付をするかどうかを決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付をする旨の決定（以下「補助金交付決定」という。）をする場合において、適正な補助金の交付を行うため必要があると認めるときは、補助金交付決定をしようとする補助対象事業に係る申請の内容について、修正を加えて補助金交付決定をすることができる。

3 市長は、補助金交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金交付決定をしようとする補助対象事業に対する補助金の交付に関し、条件を付することができる。

4 市長は、補助金交付決定をしたときは、速やかに、当該補助金交付決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした補助資格団体に通知するものとする。

5 市長は、第1項の規定による補助金の交付をしない旨の決定をしたときは、速やかに、その旨を補助金の交付の申請をした補助資格団体に通知するものとする。

6 市長は、補助金交付決定をしたときは、規則で定めるところにより、当該補助金交付決定に係る補助資格団体（以下「補助決定団体」という。）の行う補助対象事業（以下「補助決定事業」という。）の内容を公表するものとする。
（申請の取下げ）

第9条 補助決定団体は、前条第4項の規定による通知を受けた場合において、当該通知の内容に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に文書をもって当該通知に係る補助金の交付の申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金交付決定は、なかったものとみなす。
（中止の承認等）

第10条 補助決定団体は、補助決定事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けなければならない。

2 補助決定団体は、市長が認める軽微な変更をする場合においては、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第8条第4項の規定は、第1項の規定により補助決定事業の中止又は廃止の承認をした場合について準用する。

（事情変更による決定の取消し等）

第11条 市長は、補助金交付決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更すること（次項及び第3項において「取消処分等」という。）ができる。ただし、補助決定事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定により取消処分等ができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 天災地変その他補助金交付決定後生じた事情の変更により、補助決定事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 補助決定団体が、その責めに帰すべき事情によらないで、補助決定事業を遂行することができなくなった場合

3 第8条第4項の規定は、取消処分等をした場合について準用する。
（補助決定事業の遂行）

第12条 補助決定団体は、第8条第4項の規定による通知の内容その他市長の指示（第14条、第16条及び第18条第1項第4号において「通知の内容等」という。）に従い、補助決定事業を行わなければならない、いやしくも補助決定事業に対して交付された補助金を他の用途に使用してはならない。
（状況報告）

第13条 補助決定団体は、補助決定事業の遂行状況について市長から報告を求められたときは、速やかに、その状況を市長に報告しなければならない。
（補助決定事業の遂行の指示）

第14条 市長は、前条の規定による報告により、通知の内容等に従って遂行されていないと認めるときは、当該報告に係る補助決定団体に対し、通知の内容等に従って補助決定事業を遂行すべきことを指示することができる。

(実績報告)

第15条 補助決定団体は、補助決定事業が完了したときは、速やかに、当該補助決定事業の成果を記載した実績報告書に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。

(補助金の額の確定)

第16条 市長は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、当該実績報告書の内容に係る補助決定事業が通知の内容等に適合しているかどうかを調査し、市川市市民活動団体事業補助金審査会の審査を経た上で、適合していると認めるときは、当該実績報告書の内容に係る補助決定事業に対し交付すべき補助金の額を確定し、当該実績報告書の提出をした補助決定団体に通知するものとする。

(交付の請求)

第17条 補助決定団体は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたとき、又は次項の規定により概算払による補助金の交付を受けようとするときは、補助金の交付に係る請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、補助金を概算払により交付することができる。

3 前項の規定による補助金の交付を受けた補助決定団体は、前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときは、速やかに、当該額の確定に基づく精算をしなければならない。

(交付の決定の取消し)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すこと(第3項において「取消処分」という。)ができる。

(1) 補助決定団体が偽りその他不正の手段により補助金交付決定を受けたとき。

(2) 補助決定団体が補助決定事業に対して交付された補助金を他の用途に使用したとき。

(3) 補助決定団体が補助決定事業を中止し、又は廃止したとき。

(4) 補助決定団体が補助決定事業に係る通知の内容等に違反したとき。

(5) 補助決定団体が第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(6) 補助決定事業が第4条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(7) 補助決定団体が補助決定事業をその目的を逸脱して他の目的のために実施したとき。

(8) その他補助決定団体がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定は、第16条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 第8条第4項の規定は、取消処分をした場合について準用する。

(補助金の返還)

第19条 市長は、第11条第1項又は前条第1項の規定による補助金交付決定の取消しをした場合において、補助決定事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、第16条の規定による補助金の額の確定をした場合において、既に当該確定をした額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(市川市市民活動団体事業補助金審査会)

第20条 市長の諮問に応じ補助金の交付について調査審議をするとともに、第5条第2項、第7条及び第16条に規定する審査をするため、市川市市民活動団体事業補助金審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、前項に規定する調査審議及び審査のほか、補助金の交付について、市長に対し、意見を述べることができる。

3 審査会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
 - (2) 関係団体の推薦を受けた者
 - (3) 市民
- 5 市長は、前項第3号に規定する市民のうちから委員を委嘱しようとするときは、公募を行うものとする。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 委員は、非常勤とする。
- 9 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 10 審査会は、第1項に規定する審査を行うため、部会を設置することができる。
- 11 部会は、前項に規定する審査の経過及び結果を審査会に報告するものとする。
- 12 審査会の事務は、市民部において処理する。
- 13 市長は、委員に対し、市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第26号)の定めるところにより、報酬を支給し、及び職務を行うための費用を弁償する。
- 14 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
- (委任)
- 第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 附 則
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 次項の規定 公布の日

- (2) 附則第7項の規定（市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例別表第2市民活動団体支援制度審査会委員の項を削る部分に限る。） 平成28年6月1日
- (準備行為)
- 2 平成28年4月1日（以下「施行日」という。）以後最初に委嘱される審査会の委員の選任のための手続その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
- (市川市納税者等が選択する市民活動団体への支援に関する条例の廃止)
- 3 市川市納税者等が選択する市民活動団体への支援に関する条例（平成16年条例第43号）は、廃止する。
- (市川市納税者等が選択する市民活動団体への支援に関する条例の廃止に伴う経過措置)
- 4 施行日前に、前項の規定による廃止前の市川市納税者等が選択する市民活動団体への支援に関する条例（以下「廃止前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為については、なお従前の例による。
- 5 廃止前の条例第10条、第17条から第19条まで並びに第20条第8項及び第9項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。
- 6 廃止前の条例第16条並びに第20条第1項から第4項まで、第6項、第10項及び第11項の規定は、施行日から平成28年5月31日までの間、なおその効力を有する。
- (市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 7 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。
- 別表第2市民活動団体支援制度審査会委員の項を削り、同表に次のように加える。

市民活動団体事業補助金審査会委員	〃 9,100円
------------------	----------

○市川市市民活動団体事業補助金交付条例施行規則

平成28年1月5日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、市川市市民活動団体事業補助金交付条例（平成27年条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会貢献に係る分野)

第2条 条例第2条並びに第4条第1項及び同項第9号の規則で定める分野は、別表第1に掲げる分野とする。

(規約等の記載事項)

第3条 条例第3条第1項第2号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
- (2) 団体を構成する者の資格の得喪に関する事項
- (3) 役員に関する事項
- (4) 会議に関する事項
- (5) 事業年度

(交付対象となる経費)

第4条 条例第5条第1項の規則で定める経費は、別表第2に掲げる経費とする。

[一部改正平成29年規則第4号]

(申請書等の様式)

第5条 条例第6条の申請書は、市川市市民活動団体事業補助金交付申請書（様式第1号）とする。

2 条例第6条第1号の団体概要調書は、市川市市民活動団体事業補助金団体概要調書（様式第2号）とする。

3 条例第6条第3号の補助金の申請に係る事業の計画書は、市川市市民活動

団体事業補助金申請事業計画書（様式第3号）とする。

4 条例第6条第4号の収支予算書は、市川市市民活動団体事業補助金申請事業収支予算書（様式第4号）とする。

(補助金交付可否決定通知書の様式等)

第6条 条例第8条第4項及び第5項の規定による通知は、市川市市民活動団体事業補助金交付可否決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

2 条例第8条第6項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市長が定める場所において一般の閲覧に供する方法

(2) インターネットの利用

(申請の取下げ申出書の様式等)

第7条 条例第9条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げは、市川市市民活動団体事業補助金交付申請取下げ申出書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

(補助決定事業の中止又は廃止の承認申請書の様式等)

第8条 補助決定団体は、条例第10条第1項の規定により補助決定事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市川市市民活動団体補助決定事業（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 条例第10条第2項の規定による届出は、市川市市民活動団体事業補助金軽微変更届出書（様式第8号）により行わなければならない。

3 条例第10条第3項において準用する条例第8条第4項の規定による通知は、市川市市民活動団体補助決定事業（中止・廃止）承認可否決定通知書（様式第9号）により行うものとする。

(事情変更による決定取消通知書の様式)

第9条 条例第11条第3項において準用する条例第8条第4項の規定による通知は、市川市市民活動団体事業補助金交付決定（全部・一部）取消通知書（様式第10号）により行うものとする。

(状況報告書の様式等)

第10条 条例第13条の規定による補助決定事業の遂行状況の報告は、市川市市民活動団体事業補助金遂行状況報告書(様式第11号)に市長が必要と認める書類を添付して行わなければならない。

(実績報告書の様式等)

第11条 条例第15条第1項に規定する実績報告書は、市川市市民活動団体補助決定事業実績報告書(様式第12号)とし、同項の規定により添付する書類は、市川市市民活動団体事業補助金収支決算書(様式第13号)及び補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)を支出したことを証する書類とする。

2 第6条第2項の規定は、条例第15条第2項の規定による公表について準用する。

(補助金額確定通知書の様式)

第12条 条例第16条の規定による通知は、市川市市民活動団体事業補助金額確定通知書(様式第14号)により行うものとする。

(交付請求書の様式)

第13条 条例第17条第1項に規定する請求書は、条例第16条の規定による補助金の額の確定の通知を受けたときにあっては市川市市民活動団体事業補助金交付請求書(様式第15号)と、条例第17条第2項の規定により概算払いによる補助金の交付を受けようとするときにあっては市川市市民活動団体事業補助金概算払交付請求書(様式第16号)とする。

(決定取消通知書の様式)

第14条 第9条の規定は、条例第18条第3項において準用する条例第8条第4項の規定による通知について準用する。

(市川市市民活動団体事業補助金審査会の組織及び運営)

第15条 審査会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を統理し、審査会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、

その職務を代理する。

4 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

5 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

6 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会議の議事については、その概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した会議録を作成するものとする。

8 部会は、委員のうちから議長が指名する者をもって構成し、部会を構成する委員の数は、おおむね5人とする。

9 部会に長1人を置き、当該部会を構成する委員のうちから互選する。

10 部会は、これを構成する委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

11 前各項に定めるもののほか、審査会の運営その他必要な事項は、審査会が市長の同意を得て定める。

(事業の継続)

第16条 市民活動団体は、3年間継続して補助対象事業を実施するよう努めるものとする。

(補則)

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則(平成28年1月5日規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 補助金の交付の申請、補助金交付決定又は補助金の交付をしない旨の決定及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、第2条から第9条まで及び第15条の規定の例により行うことができ

る。

（市川市納税者等が選択する市民活動団体への支援に関する条例施行規則の廃止等）

3 市川市納税者等が選択する市民活動団体への支援に関する条例施行規則（平成17年規則第1号）は、廃止する。

4 前項の規定による廃止前の市川市納税者等が選択する市民活動団体への支援に関する条例施行規則（以下「廃止前の規則」という。）の規定によりなされた手続その他の行為については、なお従前の例による。

5 廃止前の規則第6条及び第11条並びに様式第14号の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

6 廃止前の規則第10条及び第12条並びに様式第13号の規定は、平成28年4月1日から同年5月31日までの間、なおその効力を有する。

附 則（平成29年1月24日規則第4号）

（施行期日）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第2の規定は、平成29年4月1日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

(1) 保健、医療又は福祉の増進を目的として行われる分野

(2) 社会教育の推進を目的として行われる分野

(3) まちづくりの推進を目的として行われる分野

(4) 観光の振興を目的として行われる分野

(5) 農業又は水産業の振興を目的として行われる分野

(6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を目的として行われる分野

(7) 環境の保全を目的として行われる分野

(8) 災害救援活動を目的として行われる分野

(9) 地域の安全の確保を目的として行われる分野

(10) 人権の擁護又は平和の推進を目的として行われる分野

(11) 国際協力を目的として行われる分野

(12) 男女共同参画社会の形成の促進を目的として行われる分野

(13) 子どもの健全育成を目的として行われる分野

(14) 情報化社会の発展を目的として行われる分野

(15) 科学技術の振興を目的として行われる分野

(16) 経済活動の活性化を目的として行われる分野

(17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充に対する支援を目的として行われる分野

(18) 消費者の保護を目的として行われる分野

(19) 前各号に掲げる分野の活動を行う団体に対する支援を目的として行われる分野

(20) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める分野

別表第 2（第 4 条関係）

経費の項目	補助対象経費	備考
報償費	(1) 講演会、講習会、研究会等を行う場合における当該講演会、講習会、研究会等の講師（以下この表において「講師」という。）に対する報酬、謝礼等 (2) 臨時に必要となる専門的な技能、知識等を有する者（以下この表において「専門員」という。）に対する報酬、謝礼等	(1) 講師又は専門員が補助資格団体の構成員である場合の当該講師又は専門員に対する報酬、謝礼等を除く。 (2) 事前の打合せ、練習その他準備に参加するために生ずる報酬、謝礼等を除く。 (3) 1 人 1 回当たり 5 万円を限度とする。
交通費	(1) 交通費の実費相当額 (2) 補助対象事業の実施に不可欠な自動車等の駐車料金 (3) 公共交通機関がない場合又は公共交通機関を使用するよりも明らかに経済的である場合において使用するタクシー等公共交通機関以外の運賃	事前の打合せ、練習その他準備に参加するために生ずる交通費の実費相当額を除く。
消耗品費	単価 1 万円未満の物品、材料等の購入に要する費用	(1) 補助対象事業の参加者に対するメダルその他の記念品の購入に要する費用を除く。 (2) 事前の打合せ、練習その他準備のため使用する物品、材料等の購入に要する費用を除く。
印刷製本費	文書、パンフレット等の印刷及び製本に要する費用	(1) 事前の打合せ、練習その他準備のため使用する文書、パンフレット等の印刷及び製本に要する費用を除く。 (2) 補助対象事業に要する経費の総額の 2 割に相当する額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を限度とする。
通信運搬費	通知、資材等の送付等に要する費用	事前の打合せ、練習その他準備のため行う通知、資材等の送付等に要する費用を除く。

保険料	補助対象事業の実施に伴う傷害又は損害を対象とする賠償保険の加入に要する費用	
使用料及び賃借料	会場等の使用料並びに車両及び機材の借上料（当該車両の借上げに伴う燃料費で市長が必要と認めるものを含む。）	(1) 会場等並びに車両及び機材の所有者が補助資格団体若しくはその構成員又は補助資格団体の関連団体である場合の当該会場等の使用料並びに車両及び機材の借上料を除く。 (2) 事前の打合せ、練習その他準備のため負担する会場等の使用料並びに車両及び機材の借上料を除く。 (3) 市長が会場等の使用料の減額をした場合の当該使用料を除く。
原材料費	物品の生産に係る原材料の購入に要する費用	事前の打合せ、練習その他準備のため負担する物品の生産に係る原材料の購入に要する費用を除く。
その他の経費	その他審査会による審査の結果を踏まえ市長が補助対象事業の実施に必要と認めた費用	

備考 条例第 5 条第 2 項に規定する 3 回以上補助金の交付を受けたことがある補助対象事業に係る補助対象経費のうち、報償費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料並びに原材料費については、直近 3 回の補助対象事業の実績その他の状況を勘案して審査会による審査の結果を踏まえ市長が特に必要と認めたものに限るものとする。

様式第6号（第7条関係）

市川市市民活動団体事業補助金交付申請取下げ申出書

年 月 日

市川市長

団 体 名
(団体番号)
代 表 者 名
所 在 地

年 月 日付けで交付決定のあった市川市市民活動団体事業補助金について、下記のとおり交付の申請を取り下げたいので申し出ます。

記

取り下げる理由

様式第7号（第8条関係）

市川市市民活動団体補助決定事業（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

市川市長

団 体 名
(団体番号)
代 表 者 名
所 在 地

年 月 日付けで交付決定のあった市川市市民活動団体事業補助金について、下記のとおり補助決定事業の（中止・廃止）の承認を受けたいので申請します。

記

1 補助決定事業の名称

2 （中止・廃止）の理由

様式第8号（第8条関係）

市川市市民活動団体事業補助金軽微変更届出書

年 月 日

市川市長

団 体 名
(団体番号)
代 表 者 名
所 在 地

年 月 日付けで交付決定のあった市川市市民活動団体事業補助金について、下記のとおり補助決定事業の軽微な変更をしたいので届け出ます。

記

1 補助決定事業の名称

2 変更の内容

3 変更の理由

様式第9号（第8条関係）

市川市市民活動団体補助決定事業（中止・廃止）承認可否決定通知書

年 月 日

団 体 名
(団体番号)
代 表 者 名 様

市川市長

年 月 日付けで申請のあった市川市市民活動団体補助決定事業（中止・廃止）の承認について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 承認します。

2 承認しません。
(理由)

(教示)

様式第10号（第9条、第14条関係）

市川市市民活動団体事業補助金交付決定（全部・一部）取消通知書

年 月 日

団 体 名
(団体番号)
代 表 者 名 様

市川市長

年 月 日付けで交付決定をした市川市市民活動団体事業補助金について、市川市市民活動団体事業補助金交付条例（第11条第1項及び第2項第号・第18条第1項第号）の規定により、下記のとおり（補助金交付決定の（全部・一部）の取消し・その内容の変更の決定・条件の変更の決定）をしましたので、通知します。

なお、交付を受けた市川市市民活動団体事業補助金があるときは、下記2記載の金額について、年 月 日までに返還してください。

記

1 補助金交付決定を取り消した内容

2 補助金交付決定取消額 円

3 補助金交付決定を取り消した理由

4 補助金交付決定を変更した内容

5 条件を変更した内容

(教示)

様式第11号（第10条関係）

市川市市民活動団体事業補助金遂行状況報告書

年 月 日

市川市長

団 体 名
(団体番号)
代 表 者 名
所 在 地

年 月 日付けで交付決定のあった市川市市民活動団体事業補助金について、下記のとおり補助決定事業の遂行状況を報告します。

記

報告事項（別紙添付可）

様式第12号（第11条関係）

市川市市民活動団体補助決定事業実績報告書

年 月 日

市川市長

団 体 名
(団体番号)
代 表 者 名
所 在 地

年 月 日付けで交付決定のあった市川市市民活動団体事業補助金について、下記のとおり補助決定事業を完了したので、報告します。

記

報告事項

(1) 補助決定事業費総額 円

(2) 補助対象経費総額 円

(3) 補助金交付決定額 円

(4) 補助金交付概算払額 円

⑤ 実施報告

補助決定事業の名称	
補助決定事業の実施内容 (計画に照らした事業の実施結果を記載してください。)	計画どおりにできたこと、できなかったこと等が具体的に記載してください。
広報の実施状況 (市民の参加を呼び掛けるために実施した広報等の実施状況を記載してください。)	
補助決定事業の成果 (課題をどのように解決することができたのかを記載してください。)	補助決定事業を実施したことによって、どのようなメリットがあったのか、地域がどのように変わったのか等得ることができた成果を具体的に記載してください。
補助決定事業を実施したことによって、どのような課題を把握し、及び当該課題を解決するための改善策をどのように講じたのか記載してください。 (今後の方向性)	

※ 補助決定事業に係る活動の様子が分かる写真を2枚添付してください。

Circumstance	Percentage of respondents (%)
(a) self-defense	95
(b) defense of others	90
(c) defense of property	85
(d) defense of a business	80
(e) defense of a country	65

市川市市民活動団体事業補助金収支決算書

【収 入】		
項 目	金 額	説 明 (補足等)
事業収入		
寄附金収入		
補助金収入		
その他 (説明金等)		
会費充当		団体の本会費より充当
合 計		

項 目	支出金額	うち補助対象金額	備 考（備考等）
雑費費			外部講師等の前へい あり／なし
交通費			
消耗品費			
印刷製本費			
通信運搬費			
徴収料			
検印料及び賃借料			
原材料費			
合 計			

※ 領収書（原本）を添付してください。

市川市市民活動団体事業補助金額確定通知書

市川市長

年 月 日付けで実績報告のあった市川市民活動団体事業補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

なお、既にその額を超える市川市民活動団体事業補助金が交付されている場合は、下記4記載の金額を 年 月 日までに返還してください。

1	補助金交付決定額	円
2	補助金概算払額	円
3	補助金交付確定額	円
4	補助金精算額	円

市川市市民活動団体事業補助金交付請求書

市川市長

团 体 名
(团体番号)
代表者名
所 在 地

年 月 日付けで額の確定のあった市川市市民活動団体事業補助金について、下記のとおり
請求をします。

記

請求額 円

上記金額について、次のとおり口座振込みを依頼します。

振込先は、金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）又はゆうちょ銀行（郵便局）のいづれか1つを選んで記載してください。

金融機関 (支店名を 銀行を除く。)	金融機関コード	金融機関名	店番号	支店名	
			銀行		支店名
			金融		支店名
		証券		支店名	
				支店名	
	預金種別	口座番号 (上段: カタカナ 下段: 漢字で各語段でお書きください。)			
	定期預金	(カタカナ)			
	活期預金	(漢字)			
	貸付				

ゆうちょ銀行 (郵便局)	金融機関コード 9 9 0 0 0	店番 (口座番号「口座の付くところ」)	※ ゆうちょ銀行を選択された場合は、必ず平 込用の「店番」及び「口座番号」を確認の上、 ご記入ください。
※ 貯蓄貯 金への振込 はできま せん。	預金種目	口座名義 (上段: カタカナ 下段: 漢字で右記項でお書きください。)	
	普通	(カタカナ)	※ 団体番号
	(漢字)		

市川市市民活動団体事業補助金概算払交付請求書

年 月 日

市川市長

团 体 名
(团体番号)
代表者名
所 在 地

年 月 日付で交付決定のあった市川市市民活動団体事業補助金について、下記のとおり概算払の請求をします。

記

請求額 円

上記金額について、次のとおり口座振込みを依頼します。

振込先は、金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）又はゆうちょ銀行（郵便局）のいずれか1つを選んで記載してください。

金融機関 (ゆうちょと 銀行を除く。)	金融機関コード	金融機関名	店番号	支店名
		銀行		支店名
		金融		支店名
		郵便		支店名
				支店名
	預金種類	口座名義(上段:カタカナ 下段:漢字でお書きください。) (カタカナ)		
	異次別	(漢字)		
	異次別			
	異次別			

[illegible]

市民活動団体事業補助金に関する事務取扱基準

（目的）

第1条 この事務取扱基準は、市川市市民活動団体事業補助金交付条例（平成27年条例第37号。以下「条例」という。）第1条に規定する市川市市民活動団体事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して、事務の取扱基準を定め、もって制度の公平、公正かつ適正な運用を図ることを目的とする。

（市民活動団体の行う事業）

第2条 条例第1条に規定する市民活動団体の行う事業とは、市民活動団体が自主的かつ自発的に行うものとし、市と共催して実施するものは含まれないものとする。

（営利を目的とせずの解釈）

第3条 条例第2条に規定する市民活動団体の定義における「営利を目的とせず」とは、条例第4条第1項第2号に規定する「営利を目的としないもの」と同義であり、営利団体のように収益事業そのものが目的ではなく、収益があっても団体構成員へ利益の分配を行わないことを意味する。

（主たる事務所の解釈）

第4条 条例第3条第1項第1号に規定する主たる事務所とは、団体の事務を行なう場所を意味するものであって、専用の施設を有することが要件ではない。

なお、役員等の自宅であっても、この要件を満たせば条例第3条第1項第1号に規定する主たる事務所に該当する。また、本部、支部の別は問わない。

（規約、会則、定款等の解釈）

第5条 条例第3条第1項第2号に規定する規約、会則、定款等とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「NPO法」という。）

第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）においては、NPO法第11条に規定する定款を意味する。

2 法人格を有しない任意団体においては、条例第3条第1項第2号及び市川市市民活動団体事業補助金交付条例施行規則（平成28年規則第1号。以下「規則」という。）第3条に規定する事項を定めるものとする。

（団体の資格要件における準用規定の解釈）

第6条 条例第3条第2項に規定する同条第1項第4号の補助金交付申請書の提出時に「1事業年度以上継続的に活動をしている」との要件には該当しないが、「その設立の経緯等」から、この要件に準ずると市長が認める場合とは、任意団体から新たにNPO法人に変更になった場合など前身となる団体が要件を満たしている、要件を満たした団体が母体となって設立した団体（実行委員会など）の場合等をいう。

（補助金等交付の制約の解釈）

第7条 条例第4条第1項第8号に規定する補助金等交付の制約（以下「制約」という。）は、補助金交付申請の対象となる事業についての制約であり、当該団体が行なう別の事業及び団体の運営に対する市の補助金の交付は、制約とはならない。

2 同一事業について補助金と他の補助金が競合する場合の選択は、団体の任意によるものとする。

3 市の委託事業に該当するものは、補助金の対象外とする。

4 国若しくは県又は民間団体からの補助金は、制約の対象外であるが、これらの交付において当該補助金交付が逆に制約とならないか留意を要する。

（規則で定める分野の実施に係る基準）

第8条 条例第4条第1項第9号に規定する規則で定める分野の事業の実施に係る基準は、次のとおりとする。

なお、補助金の交付を受けることができる事業は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 市の税金を使って補助金を出すのにふさわしい事業（市民の理解が得られる事業をいう。）であること。

ア 団体構成員以外の市民が日頃の生活の中で困っていること、心配に感じていること、実現すると今よりもっと暮らしやすくなると思える問題を団体が自主的かつ自発的に解決又は改善しようとする事業で、その効果が市川市民に及ぶと考えられることを要する。

イ 団体の規約、会則、定款等で目的としている内容に合致しており、社会通念上問題のない方法で行われる事業であることを要する。

ウ スポーツ大会、演奏会、発表会等の会員が活動を発表する事業は、市民の観覧又は参加が可能であることを要する。

- (2) 事業の実施により目的を達成できる見込みのある事業であること。
事業の目的を達成し、具体的な成果を得るための合理的な方法が計画されていることを要する。

- (3) 事業に関する広報活動を行なっていること。
市民参加者を増やすために、チラシ、ホームページ等で事業の周知を行うことを要する。

- (4) 事業を適正に行える実施場所が予定されていること。
事業の規模に見合った実施場所又は市民の参加を考慮した実施時期が計画されていることを要する。

- (5) 事業実施費用として、補助金以外に収入が確保されていること。
(6) 事業を安全かつ円滑に実施するための人員等の体制が団体内で整っていること。

事業の参加予定人数に応じた人員配置が計画されていることを要する。

- (7) 外部から講師等を招聘し報償費を支出する事業は、団体構成員及び事業への従事者を除いて20人以上の市民の受益者が見込まれること。

なお、福祉目的で事業の計画的な運営のため会員制を採用している事業は除くものとする。

(補助対象事業の要件に係る基準)

第9条 条例第4条第2項に規定する「第1条の目的を達成するものとして

市長が特に必要と認める事業」は、次に掲げるところによる。

- (1) 条例第4条第1項第1号に掲げる「市内における事業実施」に係る特例について

事業を市外で実施する場合、近隣市の団体との合同事業を他市で実施する場合、市外キャンプ場での野外活動事業を実施する場合、インターネットを利用した事業を実施する場合等において、条例第4条第1項第3号に掲げる事業又は次号に掲げる事業に該当すると認められるものについては、補助金の交付を受けることができる事業とする。

- (2) 条例第4条第1項第3号に掲げる「市民を主たる対象とする事業」に係る特例について

市のシティセールス若しくはイメージアップとなる事業又は第一義的に市民にとって価値のある情報の提供その他の市民の生活に何らかの形で貢献すると認められる事業については、補助金の交付を受けることができる事業とする。

- (3) 条例第4条第1項第4号に掲げる「団体を構成する者のみを対象とする事業の除外」に係る特例について

次のいずれかの場合に該当すると認められる事業については、補助金の交付を受けることができる事業とする。

ア 適切な事業の実施のためサービスを受ける人が利用会員等の団体の構成員ではあるが、誰でも当該利用会員等になることができる場合

イ 通常区域住民を対象とする自治会が複数の自治会と共同で広く市民のため実施する場合その他の構成員のみを対象とせず広く一般を対象に実施される場合

(補助金交付対象事業を1年度1事業とする規定の解釈)

第10条 条例第4条第3項に規定する「1年度1事業とする規定」に関連して複数年度にわたる事業については、1年度単位で事業計画を作成し、及び実施する場合は、補助金交付対象事業の対象とする。

なお、この場合は、年度ごとに条例第6条に規定する申請が必要となる。

2 目的は同じであるが、異なる方法を用いて実施される事業の場合は、あわせて1事業として申請することができる（例えば、障害者支援を目的としてボランティア養成講座と慰問活動を行う場合などは、1事業として申請できる。）。

（補助対象事業経費）

第11条 条例第5条第1項に規定する補助対象事業に要する経費は、規則別表第2に規定するとおりとする。事業に要する経費とはいえない事務所の賃借料、光熱水費、電話代、事務所スタッフ等の人件費など団体の維持・運営に要する経費は対象としないものとする。

（当該補助対象事業の内容に準ずる内容とする規定の解釈）

第12条 条例第5条第2項に規定する「当該補助対象事業の内容に順ずる内容」とは、申請する事業が変わっても、従前と事業の目的が同じと考えられる場合は、当該補助対象事業の内容に準ずる内容として扱うものとする。

（予算上やむを得ないと認めるときにおける補助金の算定方法の公表）

第13条 条例第5条第4項に規定する「予算上やむを得ないと認めるときに補助金の算定方法」を定めたときの公表は、市公式ウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（補助金交付申請）

第14条 条例第6条に規定する補助金交付申請書及び同条第1号、第3号及び第4号に掲げる添付書類については、規則第5条に規定する様式第1号から様式第4号に定めたとおりとする。

2 条例第6条第5号に規定する「その他市長が必要と認める書類」とは、申請しようとする年度の前事業年度の事業報告書の写し、収支報告書の写し等をいう。

3 申請書類は、NPO・市民活動支援課のほか、市公式ウェブサイトにより入手できるものとする。

4 申請書類の提出先及び提出に関する相談受付先は、NPO・市民活動支

援課とする。

（条件の解釈及び事例）

第15条 条例第8条第3項に規定する補助決定団体（条例第8条第6項に規定する補助決定団体をいう。以下同じ。）に付することができる条件は、事業が報償費を支出する講座等の場合で参加人数を定めるなど事業遂行に当たって条件を付すことをいう。

（公表の方法等）

第16条 条例第8条第6項及び条例第15条第2項に規定する公表の方法のうち、原本及び添付書類の供覧を除く「インターネット」の掲載内容は、概ね次のとおりとする。

(1) 条例第8条第6項に規定する公表に係る掲載内容は、補助決定団体から提出された様式第1号から様式第4号までとする（様式第2号2「申請に係る連絡先」及び3「役員名簿」を除く。）。

(2) 条例第15条第2項に規定に規定する公表に係る掲載内容は、補助決定団体から提出された様式第12号及び様式第13号とする。

（軽微な変更の解釈）

第17条 条例第10条第2項に規定する軽微な変更とは、事業の目的及び効果に変更が生じない範囲の変更であって、補助額の増額を伴わないものをいう。

（実績報告書の添付書類）

第18条 条例第15条第1項に規定する実績報告書及び添付書類である市民活動団体事業補助金収支決算書については、規則第11条第1項に規定する様式第12号及び様式第13号に定めたとおりとする。また、「支出したことを証する書類」とは、領収書の原本又は原本を提示した場合の写しをいう。

（補助金の額の確定時の精算）

第19条 原則、確定時において、補助費目間の流用は認めない。ただし、災害その他のやむを得ない理由がある場合において、必要があると認める

ときは、審査会の承認を得て条例第8条に規定する交付決定時の補助金額の範囲内で流用することができる。

2 前項ただし書の規定による流用については、費目間、費目数及び金額に係る制限は設けないものとする。

3 前2項の規定による流用を行う場合においては、条例第10条第2項及び規則第8条第2項の規定により軽微な変更に係る届出を行うものとする。

(偽りその他不正な手段による補助金の交付決定)

第20条 条例第18条第1項第1号に規定する「偽りその他不正な手段」とは、虚偽の申請、虚偽の報告、書類の改ざん等をいう。

(補助金の返還における期限)

第21条 条例第19条第1項に規定する市長が補助金の返還を命ずる場合に定める期限とは、条例第18条の規定にする取り消しの場合の履行期限をいう。

2 条例第19条第2項に規定する市長が補助金の返還を命ずる場合に定める期限とは、条例第8条第1項に規定する補助金の交付決定後、事業終了前に条例第17条第2項に規定する概算払い請求による補助金交付を受けた団体が、条例第16条の規定により確定した支援金の額に基づき、超過分を条例第17条第3項の規定により精算する場合の履行期限をいう。

(審査会委員の公募)

第22条 条例第20条第5項の規定による市民委員の公募による選定は、市民活動への理解力、熱意等の審査委員としての適性を基準として、提出された応募動機(作文)及び面接に基づいて行うものとする。

2 具体的には、「市川市市民活動団体事業補助金審査会委員市民公募者選考に関する実施要領」に基づき選考するものとする。

(審査会)

第23条 条例第20条第1項に規定する市川市市民活動団体事業補助金

審査会(以下「審査会」という。)において審査する事項は、次のとおりとする。

(1) 条例第5条第2項に規定する補助金の交付を受けたことがある事業が、当該補助対象事業に準ずる内容であるか否かの審査

(2) 補助金交付申請を行なった市民活動団体が条例第7条に基づき条例第3条に規定する補助金の交付を受ける資格のある市民活動団体の要件及び条例第4条に規定する補助金の交付を受けることができる事業の要件を満たしているか否かの審査(具体的には、団体から提出された様式第1号から様式第4号までの書類の審査)

(3) 市長による補助金交付決定を受けた団体から、事業終了後提出された実績報告等について、条例第15条第1項の規定に基づき当該事業が条例第8条第1項及び第3項に規定する決定内容、条件に適合しているか否かの審査(具体的には、団体から提出された様式第12号及び様式第13号の書類の審査)

2 審査会に関する公開及び非公開の基準は、「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」によるものとする。

附 則

この取扱基準は、平成28年1月16日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この取扱基準は、令和3年3月8日から施行する。

附 則

この取扱基準は、令和3年7月19日から施行する。

附 則

この取扱基準は、令和6年4月1日から施行する。



お問い合わせ先

〒272-8501 市川市八幡1-1-1

市川市役所 NPO・市民活動支援課

メールアドレス : npo-shien@city.ichikawa.lg.jp

電話番号 : 047-712-8704

【いちかわ市民活動サポート制度】

令和6年度
市川市市民活動団体事業補助金
(いちサポ補助金)
ガイドブック

申請受付期間

令和 5年12月16日(土)～令和 6年 1月 15 日(月)

└ 補助対象期間: 令和6年4月1日～令和7年3月31日

※原則、追加(二次)募集は行いません。

市川市 ボランティア・NPO 課

目次

市川市市民活動団体補助金について	1
今年度のスケジュールについて.....	2
1 対象団体.....	3
2 対象事業.....	5
3 補助金額.....	6
4 補助対象経費	6
5 補助金の交付時期.....	9
6 事業期間.....	9
7 提出書類.....	9
8 申請受付期間・申請方法.....	10
9 交付決定.....	10
10 概算払いに係る提出書類.....	10
11 決定通知後の変更や中止等について.....	11
12 実績報告	12
13 交付確定額とその後の手続き.....	12
(概算払を受けている場合)	12
(概算払を受けていない場合)	12
14 その他.....	13
審査会について.....	14
Q&A 補助対象経費に係る事例.....	16
Q&A 概算払の精算に係る返金事例.....	17
資料編.....	18
会則、規約等の例	18
各様式の記入例	20
領収書提出時の注意点	33
交付申請時のチェックリスト.....	34
実績報告時のチェックリスト.....	35

市川市市民活動団体事業補助金について

【目 的】

この補助金は、市民活動団体が主催する活動に対し、自立した運営が出来るよう財政的な支援を行うとともに、市民参加の促進を図ることで、市民福祉の増進につなげることを目的としています。

以下のような地域や対象が限定される団体や活動は対象外です

- ・主に団体の会員相互の扶助を図る、親睦を深めるなどの活動をされている団体
(例：マンション管理組合、自治会、町会、商店会など)
- ・団体の構成員だけの利益となる活動、その者の活動を支援することを目的とする団体
(例：サークル活動、後援会、ファンクラブなど)

→ 市民に利益を供与・増進できる事業ビジョンを有することや、市民の利益を目的とするため、広く市民が参加できるよう呼びかけをしていることが求められます。

【概 要】

市民活動団体が自主的に行う社会貢献活動の費用を一部補助します。(原則 3 回まで)

【審 査】

市が税金を使って補助するにふさわしい、市民の理解が得られる事業や経費であることが重要となるため、「市民に公益上の効果が見込まれるか」などの視点を審査する、審査会を設けています。

【申請時の留意事項】

当補助金制度の主旨は、財政的支援により団体の自立を促進していくことにあります。

補助回数は団体の自立的な発展のため、原則 3 回までとし、4 回目以降は審査会に継続が認められた場合に限りです。

申請するにあたっては、自主財源での事業実施を視野に、経費を含めた事業内容を十分精査のうえ、必要な場合に限りご申請ください。

また、不足書類、記載事項に不備のないよう、「交付申請時のチェックリスト」(P.34)を用いて、提出前に申請書類の内容を必ずご確認ください。

今年度のスケジュール(予定含む)

		市民活動団体	市川市	審査会
令和5年度	12月	【令和6年度一次募集】P.10 申請期間：R5.12.16～R6.1.15 (補助対象期間：R6.4.1-R7.3.31)	【令和6年度一次募集】 申請受付期間：R5.12.16～R6.1.15	
	1月			
	2月			2～3月中 審査 (ヒアリング含む)
	3月			
令和6年度	4月	【令和6年度】概算払請求：P.10 概算払請求書提出：4月中旬	【令和6年度】 補助金交付・不交付 決定通知送付 決定団体の公表	
	5月		概算払交付（振込） 一次募集：5月下旬	
	～			
	12月	【令和7年度 一次募集】 申請期間：12月～1月予定 (補助対象期間：R7.4.1-R8.3.31)	【令和7年度 一次募集】 申請受付期間：12月～1月予定	
	1月			
	2月	【令和6年度実績報告】P.12 提出期間： 事業終了後～3/31(最終ペ切) <u>※補助対象事業終了後、 速やかに提出してください。</u>	実績報告書 受付期間： 事業終了後～3/31(最終ペ切)	2月～3月 審査 (ヒアリング含む)
	3月			3月中旬 実績審査
令和7年度	4月	【令和7年度】 概算払請求	【令和7年度】 補助金交付・不交付 決定通知送付 決定団体の公表	
		【該当団体】 P.12 補助金返還	補助額確定 通知送付	
	5月	交付請求 P.12	確定額交付（振込） 精算 【令和6年度】 実績報告の公表	

※原則、追加(二次)募集は行いません。

事業完了後、速やかに実績報告書の提出をお願いいたします(最長でも3月31日まで)

Ⅰ 対象団体

補助の対象となる団体は、次の「要件Ⅰ」と「要件Ⅱ」の全てを満たす団体です。

【要件Ⅰ】 市民活動団体であること

営利を目的とせず（利益を会員等で分配しないこと）、活動の半分以上が規則で定める分野の社会貢献活動であり、かつ、その活動に団体構成員以外の市民が2人以上参加している団体で、次の（ア）～（ウ）の全てに該当するもの。

（ア）宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと

→ 宗教上の教えを広める、宗教上のルールに従って行われる儀式や行事を行う、教義を学ばせ理解させようとするを団体活動の主たる目的としている場合は申請できません。

（イ）政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと

→ 共産主義、社会主義、資本主義のように、政治によって実現しようとする基本的、恒常的、一般的な原理や原則を推進したり、支持したり、反対することを団体活動の主たる目的としている場合は申請できません。

（ウ）特定の公職の候補者、若しくは公職にある者又は政党を推進し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと

→ 国会議員、地方公共団体の議会議員又は首長の職の候補者等である「人」や「政党」について、選挙において当選させたり、落選させたりするようなこと。例えば、特定の候補者を推薦する後援会活動を行ったり、特定の政党を応援したりするなどの選挙運動を行うことを団体活動の目的としている場合は申請できません。これは（ア）、イ2）と違い、従たる目的としている場合でも申請できません。

※規則で定める20の分野

(1) 保健、医療又は福祉の増進	(11) 国際協力
(2) 社会教育の推進	(12) 男女共同参画社会の形成の促進
(3) まちづくりの推進	(13) 子どもの健全育成
(4) 観光の振興	(14) 情報化社会の発展
(5) 農業又は水産業の振興	(15) 科学技術の振興
(6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興	(16) 経済活動の活性化
(7) 環境の保全	(17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充に対する支援
(8) 災害救援活動	(18) 消費者の保護
(9) 地域の安全の確保	(19) 前各号に掲げる分野の活動を行う団体に対する支援
(10) 人権の擁護又は平和の推進	(20) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める分野

【要件2】 次に掲げる要件を全て満たすこと

- (1) 市内に主たる事務所を有し、かつ、市内において活動をしていること
- (2) 市民活動団体の目的、名称、その行う活動の種類及び活動に係る事業の種類その他規則で定める事項を記載した規約、会則、定款等（以下「規約等」という。）を有していること（P.18参照）
- (3) 5人以上の者で構成されていること
- (4) 申請書の提出時において、1事業年度以上継続して活動していること（任意団体からNPO法人に組織を変更した場合を含む）
- (5) 法令、条例等に違反する活動をしていないこと
- (6) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと
- (7) 申請書の提出に係る年度から起算して5年以内に、偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたことにより当該決定の全部又は一部を取り消されていないこと
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団並びに同条第6号に規定する暴力団員及び市川市暴力団排除条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者が市民活動団体の代表者、役員その他これらと同等の責任を有する者として当該市民活動団体の事業活動の支配をしていないこと

2 対象事業

補助の対象となる事業は、申請年度内に実施される事業で、次の要件を全て満たし、かつ、実施基準の全てに適合するものです。

申請できる事業は、各団体につき同一年度内において1事業のみです
申請する事業が変わっても目的が変わらない場合は同一事業として扱います
(例) 福祉目的の団体が、今年度に講演会、次年度に慰問活動を申請する場合、
同一事業とします。

【要件】

- (1) 規則で定める20分野の事業であること
- (2) 市内において実施するものであること(市内に活動拠点が有り(市の市民が中心となり)、その活動が市の PR やイメージアップ又は市川市民の生活に何らかの形で貢献するもの)
※市外での活動(例:市外のキャンプ場での野外活動)や、インターネットによる事業開催も、第一義的に市川市民にとって価値ある情報の提供、又は市川市民を対象にした内容であると認められる場合には対象となります。
- (3) 営利を目的としないものであること
- (4) 市民を主たる対象とするものであること
- (5) 団体を構成する者のみを対象とするものでないこと(障がい者向けの団体などで、安定した団体運営のために会員制を採用している場合は対象となります。)
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するものでないこと
- (7) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対するものでないこと
- (8) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推進し、支持し、又はこれらに反対するものでないこと
- (9) 補助金の交付を受けようとする年度に本市から助成金その他相当の反対給付を受けない給付金の交付を受けていないこと

【実施基準】

- (1) 市の税金を使って補助金を出すのにふさわしい市民の理解が得られる事業であること

■事業実施団体として

市民が日頃の生活の中で抱えている課題や問題を、自主的自発的に解決、改善しようとしている

※国外や日本全体に及ぶ問題は当該補助金の対象とならない場合があります

■事業に参加する市民から見て

団体の規約等に定められた目的と合致した事業で、地域の課題や問題が解決されると感じられる
※スポーツ大会や演奏等、会員の活動を発表する事業は、市民の観覧や参加が可能な環境を備えていることが必要

- (2) 目的を達成できる見込みのある事業であること
- (3) 広く市民が参加できるように広報等で呼びかけをしていること
- (4) 事業規模に合う実施場所や実施時期、スケジュールが計画されていること
- (5) 費用が適切に積算され、資金計画に問題がないこと(補助金以外の収入確保がなされている)
- (6) 事業の参加予定人数に対し、主催する団体側の人員を十分配置できること
- (7) 専門的な知識や技能を持つ方を講師等としてお招きする場合は、団体の構成員以外に、20人以上の市民が参加する事業であること。(福祉目的で、事業の計画的な運営のために会員制を採用している事業(例:障がい児・者の水泳療育等)は除く。)

3 補助金額

補助金額は次の表のとおりで、審査会の審査を経たうえ、予算の範囲内で決定します。

補助申請回数	補助金額	限度額
1回目から3回目	補助対象経費の合計額の 1/2	30 万円
4 回目以降	補助対象経費の合計額の 1/2	15 万円

※4 回目以降は、審査会による補助の継続が認められた場合に限りです。

※算出した補助金額と補助対象事業に係る収入の合計額が事業に要する経費の合計額を超える(収入>支出となる)場合は、その超える額を補助金額から控除します。

※算出した補助金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。

4 補助対象経費

補助対象事業に要する経費のうち、補助の対象となる経費は、次の表のとおりです。

対象となるのは、交付決定日(令和 6 年 4 月 1 日)以降に支出されるものに限ります。

(例:決定日が 4 月 1 日の場合、3 月 31 日以前に支出されたものは対象外)

実績報告時、領収書等で支出された日付を確認させていただきます。

なお、あくまでも、事業遂行のために直接要する経費が対象となり、団体の維持・運営などに要する経費(団体会員の人件費、事務所の家賃、光熱水費、備品購入費、HP 維持費等)や、他の事業に流用可能と思われるものは対象外です。

対象経費の Q&A は P.16 をご確認ください。

項目	対象となる経費	備考
報償費 ★	①講演会、講習会、研究会等を行う場合に依頼する講師等に対する報酬、謝礼等 ②臨時に必要とする専門的な技能、知識等を有する専門員等に対する報酬、謝礼等	＊事業実施団体やその構成員に対するものは除く ＊事業実施当日に係るものに限る ＊20 人以上の市民が参加するものに限る ＊一人 1 回 5 万円（交通費含む）を限度とする
交通費	①交通費の実費相当額 ②事業実施に不可欠な自動車等の駐車料金 ③公共交通機関がない場合又はそれを使用するよりも明らかに経済的である場合において使用するタクシー等公共交通機関以外の運賃	＊事前の打合せ、練習その他準備に参加するために生ずる交通費の実費相当額を除く ＊出金伝票又は内訳に署名または個人印が押印された一覧表の提出を要す
消耗品費 ★	税抜き単価 1 万円未満の物品、材料等の購入に要する費用	＊参加者に対するメダルその他記念品の購入に要する費用を除く ＊事前の打合せ、練習その他準備のために生ずる費用を除く
印刷製本費 ★	文書、パンフレット等の印刷及び製本に要する費用	＊事前の打合せ、練習その他準備のために生ずる費用を除く ＊事業に要する経費の総額の 2 割に相当する額（1 円未満切り捨て）を限度とする
通信運搬費 ★	通知、資材等の送付等に要する費用	＊事前の打合せ、練習その他準備のために生ずる費用を除く ＊電話料金、FAX 料は除く
保険料	事業の実施に伴う傷害又は損害を対象とする賠償保険の加入に要する費用	
使用料及び賃借料 ★	会場等の使用料並びに車両及び機材の借上料（当該車両の借上げに伴う燃料費で市長が必要と認めるものを含む。）、事業当日において使用した Web 会議シ	＊事業実施団体やその構成員、それらの関連団体に対するものは除く ＊事前の打合せ、練習その他準備

	STEM料（必要性を認められた場合において当該月分のみ）	備のために生ずる費用を除く ＊公の施設使用料減額の対象とされた場合を除く
原材料費 ★	物品の生産に係る原材料の購入に要する費用	＊事前の打合せ、練習その他準備のために生ずる費用を除く
その他の経費	その他補助対象事業に必要な経費で、市長が審査会の審査を踏まえて必要であると認めるもの	

【留意事項】

1. 予算項目を別の経費項目に流用することは認められません。
2. 事業遂行のために直接要すると認められない経費や食糧費、他に流用が可能な物品の購入（備品購入費）等は補助対象になりません。
3. 加盟団体等へ支払う費用（上部団体に支払う会費等）は対象となりません。
4. 準備、打ち合わせ、練習等に関する経費について
 - ※ 慰問当日に行う練習、コンサートの前日リハーサルに関する経費は補助対象経費とします。
 - ※ 事業の実施に不可欠な行為（許認可申請等）に関する費用は補助対象経費とします。
5. 審査会の審査を踏まえ市長が認めるその他の経費は、たとえば障がいを持つ方が訓練の一環として外で食事をしながら交流を図る事業など、福祉目的に限定した交流会飲食費用を想定しています。（ただし、1人あたり600円が限度／参加者から費用の徴収を行っている／団体構成員を除く市民参加者に限定とし、名簿等の提出が必要になる場合があります）
6. ★マークのついた項目は、4回目からの申請時には、過去3回の実施結果、その他の状況を勘案し、審査会の結果を踏まえ市長が特に必要と認めた場合に限り対象となります。
7. 報償費において、所得税法204条に該当する報酬にあたる場合、源泉徴収をする必要がありますので注意してください。また、補助対象事業を行うにあたり、税に関する手続きについて、適切に行う必要がありますので、適宜税務署に確認をして下さい。
8. スポーツ大会やコンテスト等でのトロフィー、メダル、賞状、また参加賞など参加者に与えられる記念品となるものや、その作成に関わる費用（消耗品費、原材料費、印刷製本費等）は全て補助対象経費とはなりません。

5 補助金の交付時期

補助金は、以下パターンで交付時期が異なります。
(P.2今年度のスケジュールを参照ください)

【概算払交付請求書での交付】

事業完了前に交付決定額を交付します。
※事業完了後、交付確定額をもとに、精算を行います。(返金が発生する場合あり)

【交付請求書での交付】

事業完了後、交付確定額を交付します。

6 事業期間

補助対象事業の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までです。

7 提出書類

申請に必要な書類は、次のとおりです。
提出前に、「交付申請時のチェックリスト」(P.34)で申請書類の内容を必ずご確認ください。

【市で定める様式】

- (1) 市民活動団体事業補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 団体概要調書(様式第2号)
- (3) 事業計画書(様式第3号)
- (4) 収支予算書(様式第4号)
- (5) 社会貢献活動の割合を示す令和5年度の事業報告(その他市長が必要と認める書類)
- (6) 団体要件・事業要件に関する宣誓書(その他市長が必要と認める書類)

【団体任意の様式】

(7) 規則、会則、定款等の写し

(8) 団体の事業報告書(令和5年度に係るもの、かつ団体の総会等で使用したもの)

(9) 団体の決算書の写し(令和5年度に係るもの、かつ団体の総会等で使用したもの)

※(8)(9)は後日でも構いませんので、必ずご提出をお願い致します

8 申請受付期間・申請方法

申請受付期間及び申請方法は、次のとおりです。

(1) 受付期間：期間を過ぎた申請は受付できません

令和5年12月16日(土)から令和6年1月15日(月)まで

(2) 申請方法

ボランティア・NPO 課まで郵送またはメール送付

〒272-8501

市川市八幡 1-1-1 / volunteer-support@city.ichikawa.lg.jp

9 交付決定

申請いただいた内容を審査した後、交付決定又は不交付決定について申請者に通知します。

10 概算払いに係る提出書類

交付決定通知後、概算払いでの交付を申請する場合に必要な書類は、次のとおりです。

(1) 概算払い交付請求書(様式第16号)

※団体名義の口座が必要です(個人名義の口座には振込不可)

※交付決定通知と共に、団体の連絡責任者にお送り致しますので、指定期日までに提出ください

Ⅱ 決定通知後の変更や中止等について

【変更等】

申請内容に変更が生じた場合、事業の目的と効果が変わらない範囲（軽微な変更）であれば、変更を届け出る（様式第8号 軽微変更届出書）ことにより、事業を行うことができます。

軽微な変更にあたらないものは、対象事業とはならず補助金の返金が発生する場合がありますのでご注意ください。

■事例

①補助額に影響しない変更

- ・団体事務所の所在地や代表者の変更等、補助決定事業の目的の達成に支障をきたすことがない、あるいは補助決定事業の実施効果の低下がない範囲での変更
- ・事業実施場所、開催日時の変更など

②補助額の減額を伴う変更

- ・事務の効率化による経費の削減など

※変更等がある場合はすぐにご相談いただき、速やかに届出書を提出してください

※実績報告内容が申請内容と異なる場合は返金が発生する場合があります

【流用等】

原則、補助費目間の流用は認めていません。ただし、補助交付決定がされた後に、災害その他のやむを得ない理由がある場合において、必要があると認めるとき（実際の支出費目と計画時の費目とが乖離し、その理由が、その責めに帰すべき事情によらないもの）は、その事象が発生した時点で変更を届け出る（様式第8号 軽微変更届出書）ことにより、審査会の承認を得て交付決定時の補助金額の範囲内で流用することができます。

※流用の必要がある場合はすぐにご相談いただき、速やかに届出書を提出してください

※事前の届出がない場合、流用は認められません

【中止等】

補助交付決定がされた後に、天災地変、団体の都合などにより補助決定事業の実施ができない場合は、届出（様式第7号 事業（中止・廃止）承認申請書）を行う必要があります。

※返金手続等については、別途ご連絡します。

12 実績報告

補助対象事業が完了したときは、速やかに次の書類を郵送にて提出してください。

【提出書類】

- (1) 実績報告書(様式第12号)
- (2) 事業収支決算書(様式第13号)
- (3) 領収書(費目ごとに添付し、積算が明示される資料をご用意ください)

※提出前に、実績報告に係る「実績報告時のチェックリスト」(P.35)を用いて確認をお願い致します。

【提出先】〒272-8501 市川市八幡1-1-1 ボランティア・NPO 課

【提出期限】

- └ 令和7年2月28日(原則) ※事業完了後、速やかな提出にご協力ください。
- ・3月実施の事業については3月末日が期日となります。
- ・期日までのご提出が難しい団体におかれましては、必ず事前にご相談ください

13 交付確定額とその後の手続き

実績報告に係る書類の審査を経て、交付確定額を算定し、申請者にお知らせします。

【概算払を受けている場合】

事業完了前に概算払で交付を受けた団体で、以下に該当する場合は、精算が必要です。

※納付書をご用意しますので、期日までに指定金融機関で納付ください。

- (1) 補助対象経費総額が交付された補助金の額の2倍未満であった場合
 - 概算払で交付された金額から交付確定額を引いた差額を市に返金
- (2) 算定した交付確定金額と補助対象事業に係る収入の合計額が事業に要する経費の合計額を超える(収入>支出となる)場合
 - その超える額を市に返金

【概算払を受けていない場合】

交付確定額の通知を受けた後、次の書類をご提出ください。

- (1) 交付請求書(様式第15号)

14 その他

(1) 情報の公開について

この制度は、市民の皆さまに開かれた制度とするため、条例第8条6項に基づき、補助対象事業の内容が公表されます。また、条例第15条2項に基づき、実績報告書の内容も公表されます。

(2) 制度実施について

各団体からの申請金額合計が予算額を上回った場合、上限金額30万円、15万円の設定変更や、上回った分を按分して減額するなどが生じることもあります。

(3) 会計ソフトの提供について

収支管理を支援するため、領収書やレシートの内容を入力すると、ボタン操作で経費毎の収支管理や事業の実績表が出来上がる会計ソフトを提供しています。

会計ソフトや操作方法の詳細は、市公式 Web サイトをご覧ください。

<http://www.city.ichikawa.lg.jp/res10/1111000009.html>

審査会について

市が税金を使って補助するにふさわしい、市民の理解が得られる事業や経費であることが重要となるため、「市民に公益上の効果が見込まれるか」などの視点を審査する、審査会を設けています。

【審査委員の構成と任期】

- ・学識経験者、関係団体からの推薦者、市民（書類選考・面接による公募）の10名以内
- ・任期は2年

【審査内容】

- ・交付申請をした市民活動団体及び事業の審査
- ・4回目以降に係る継続審査
- ・実績報告に対する審査

【審査のポイント】

- ・市の税金を使って補助金を出すのにふさわしい事業か
- ・市民の利益に寄与する事業か
- ・事業の成果・効果の見込みがある事業か
- ・事業計画の具体性・実現性
- ・補助対象経費の適合性

【団体への質疑】

書類では十分に内容等が理解できない場合、団体に対し書面等による質疑を行う場合があります。

【団体へのヒアリング】

書類による審査、質疑に対する回答では十分に内容等の理解ができない場合、団体から直接説明を受けるためのヒアリングを実施する場合があります。

【条件付きの承認】

審査を行った結果、経費等の修正や、実施に対する条件をつけることで、補助交付をすべきとの承認がなされる場合があります。

【審査会の公開】

審査の透明性を担保するため、審査会は原則公開で行われ、会議録も市公式 Web サイトへ掲載されます。

様式第4号（第17条関係）

委 員 名 簿

審議会等の名称：市川市市民活動団体事業補助金審査会

氏 名	所 属 ・ 役 職	選出区分
榎戸 敬介	学校法人千葉学園 千葉商科大学 政策情報学部 教授	学識経験者
佐々木 由紀子	千葉県税理士会市川支部 綱紀監察部員	学識経験者
清水 みゆき	特定非営利活動法人 日本 NPO センター 国際・調査スタッフ	学識経験者
柳澤 幸江	和洋女子大学・大学院 教授 総合生活研究科 研究科長	学識経験者
大西 純子	一般財団法人市川市福祉公社 理事長	関係団体推薦
齋藤 道子	市川市自治会連合協議会 副会長	関係団体推薦
松井 玲子	市川商工会議所 常議員 株式会社アーバンホーム 代表取締役	関係団体推薦
石原 秀起		公募市民
小野 恒		公募市民
鈴木 雅明		公募市民

（委嘱期間：令和4年8月21日～令和6年8月20日）

Q&A

補助対象経費に係る事例

報償費	○	・演劇等の上演料、専門スタッフへの謝礼
	×	・講師等へのお礼のお花等、現金以外で渡すもの
交通費	○	・事業のチラシ、パンフレットを配布するための交通費
	×	
消耗品費	○	・事業の目的に沿ったイベント等への出店に必要な食材費（焼きそば、フランクフルト、焼き鳥等の材料） ・修繕をするために購入した材料、グラウンド整備の補充用の土や砂・事業の目的に沿っている茶道における茶菓代、スイカ割り大会におけるスイカ代、スポーツに関する事業における飲料水、塩あめ等の熱中症対策用の食品
	×	・コンサート等で出演者等に渡す花束や品物 ・スポーツ大会やコンテスト等でのトロフィー、メダル、賞状、また、参加賞など参加者に与えられる記念品となるもの
印刷製本費	○	・事業のチラシ、パンフレットの印刷代
	×	・会報や会員へ向けた資料の印刷代 ・コピー用紙の購入代金 ※自宅でチラシ等を印刷するための用紙代は、消耗品に該当
通信運搬費	○	
	×	・電話料、FAX料
保険料	○	・4月以前に支出した「保障期間が事業年度内」の保険料
	×	・火災、地震等の家屋に係る保険料
使用料及び賃借料	○	
	×	・個人に車両等を借りた場合などの謝礼 ・団体構成員、又は事業実施団体、及びその関連団体に対して支払われているもの ・公の施設使用料減額団体の公の施設使用料（※平成29年度より「市川市公の施設使用料 の減免に関する基準」の見直しに伴い新たに追加） ＜対象となる公の施設＞

		公民館、勤労福祉センター（本館、分館）、都市公園（国府台公園野球場、国府台公園陸上競技場、国府台公園、行徳中央公園、塩焼中央公園、北市川運動公園テニスコート及び北市川運動公園集会室に限る。）、市民体育館、南行徳市民談話室、男女共同参画センター、文学ミュージアム、地域ふれあい館、アイ・リンクセンター、アイ・リンクタウン展望施設、急病診療・ふれあいセンター集会室、全日警ホール（八幡市民会館）
原材料費	○	・演劇等の舞台衣装、メイク、楽譜、著作権に関する費用
	×	
その他	○	
	×	

概算払の精算に係る返金事例

概算払額から確定額を引いた金額が返金額となります

	申請時の 補助対象金額	交付決定額 =概算払	実績額	実績時の 補助対象金額	返金額	
報償費	50,000	25,000	0	0		
交通費	3,000	1,500	20,000	1,500		※1
消耗品費	5,000	2,500	30,000	2,500		※1
印刷製本費	30,000	15,000	10,000	5,000		
通信運搬費	5,000	2,500	15,000	2,500		※1
保険料	5,000	2,500	20,000	2,500		※1
使用料等	20,000	10,000	75,000	10,000		※1
原材料費	50,000	25,000	50,000	25,000		
合計	168,000	84,000	220,000	49,000	35,000	※2

※1 費目が実績額＞予算額であっても、補助金の額は概算払の額以上には増額できません

※2 実績総額＞予算総額であっても、補助金の算出基準は予算時の額から変更しません

資料編

会則、規約等の例

〇〇〇会 会則(規約)

(名称) ← **必須項目**

第1条 本会は、〇〇〇会と称する。

(事務所) ← **必須項目** 「事務所所在地及びその他の事務所の所在地」を記載

第2条 本会の事務所は、会長宅とする。(「市川市〇〇に置く。」等でも可)

(目的) ← **必須項目** 「市民活動団体の目的」を記載

第3条 本会は、〇〇〇に関する活動(事業)を行うことにより、〇〇〇することを目的とし、〇年〇月〇日に設立する。

(活動・事業の種類) ← **必須項目** 「行う活動の種類及び活動に係る事業の種類」を記載

第4条 本会は、前条の目的を達成するために〇〇〇活動を行い次の事業を実施する。

(1) 〇〇〇

(2) 〇〇〇

(3) …

(会員) ← **必須項目** 「団体を構成する者の資格の得喪に関する事項」を記載

第5条 本会の会員は、次の〇種類とする。

(1) 正会員は、この会の目的に賛同し入会した者とする。

(2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者とする。

(3) 〇〇会員は、…

(入会) ← **必須項目** 「団体を構成する者の資格の得喪に関する事項」を記載

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出し、〇〇の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は、以下に定める会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 〇〇〇円

(2) 賛助会員 〇〇〇円

(退会) ← **必須項目** 「団体を構成する者の資格の得喪に関する事項」を記載

第8条 会員は、退会届を〇〇に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したとき。

(2) 会費を〇年以上納入しないとき。

(役員) ← **必須項目** 「役員に関する事項(5名以上が役員であること)」を記載

第9条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 〇人

(2) 副会長 〇人

(3) 監査役 〇人

2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。

3 役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第10条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

3 監査役は、会の業務および財産の状況を監査する。

(資産)

第11条この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(総会) ← **必須項目** 「会議に関する事項」を記載

第12条本会の総会は、正会員を持って構成し、年に〇回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

(役員会)

第13条役員会は役員を持って構成する。ただし、監査役を除く。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第14条会長は、毎事業年度終了後〇か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度) ← **必須項目**

第15条本会の事業年度は、〇月〇日に始まり、翌年〇月〇日までとする。

(解散)

第16条この団体は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(委任)

第17条この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(変更)

第18条この会則は、総会において、出席者の〇分の〇以上の承認がなければ変更できない。

附則

Ⅰ この会則は、〇年〇月〇日から施行する。

各申請様式の記入例

記入例①

様式第1号（第5条関係）

市川市市民活動団体事業補助金交付申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

市川市長

代表者氏名の前に、
肩書（代表・会長 など）を入れてください。

団体名 〇〇〇〇の会
代表者名 市川 〇〇
所在地 市川市八幡〇丁目〇番〇号

市川市市民活動団体事業補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象事業の名称

事業で目指す内容が具体的にわかる名称をつけてください。

（例）防災意識の啓発・高揚のための研修会事業

2 補助対象事業の概要

誰を対象に、どんな事業を行い、結果として地域のどんな問題を
解決しようとしているのかを簡潔に記入してください。

（例）市民を対象に防災に関する研修会を開催することによって、平時から防災に関する意識の啓発・高揚を促すとともに災害発生時の個人の対応力向上によって被害を最小限に抑えることを目的とする。など

3 申請に係る補助対象事業の申請回数

（該当する回数に〇を付けてください。） 1回 / 2回 / 3回 / 4回以上

4 補助対象事業費総額 70,000 円

5 補助対象経費総額 60,000 円

6 交付申請額 30,000 円

交付申請額は、
補助対象経費総額の1/2。
3回目までの申請は上限30万円、
4回目以降は上限15万円です。

7 添付書類

- (1) 市川市市民活動団体事業補助金団体概要調書（様式第2号）
- (2) 市川市市民活動団体事業補助金申請事業計画書（様式第3号）
- (3) 市川市市民活動団体事業補助金申請事業収支予算書（様式第4号）
- (4) 規約、会則、定款等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

記入例②

市川市市民活動団体事業補助金団体概要調査書

1 団体の概要

団 体 名	〇〇〇〇の会																																										
代 表 者 氏 名	市川 〇〇																																										
主たる事務所の 所 在 地	〒272-〇〇〇〇 市川市八幡〇丁目〇番〇号 【 専用事務所 ・ 住居と兼用 ・ その他（ ） 】																																										
その他事務所の 所 在 地	なし																																										
規約等に記載さ れる活動の分野 主分野1つに◎ その他分野に○	<table border="0"> <tr><td>☐</td><td>1 保健、医療又は福祉の増進</td></tr> <tr><td>☐</td><td>2 社会教育の推進</td></tr> <tr><td>☐</td><td>3 まちづくりの推進</td></tr> <tr><td>☐</td><td>4 観光の振興</td></tr> <tr><td>☐</td><td>5 農業又は水産業の振興</td></tr> <tr><td>☐</td><td>6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興</td></tr> <tr><td>☐</td><td>7 環境の保全</td></tr> <tr><td>☐</td><td>8 災害救援活動</td></tr> <tr><td>☒</td><td>9 地域の安全の確保</td></tr> <tr><td>☐</td><td>10 人権の擁護又は平和の推進</td></tr> <tr><td>☐</td><td>11 国際協力</td></tr> <tr><td>☐</td><td>12 男女共同参画社会の形成の促進</td></tr> <tr><td>☐</td><td>13 子どもの健全育成</td></tr> <tr><td>☐</td><td>14 情報化社会の発展</td></tr> <tr><td>☐</td><td>15 科学技術の振興</td></tr> <tr><td>☐</td><td>16 経済活動の活性化</td></tr> <tr><td>☐</td><td>17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充に対する支援</td></tr> <tr><td>☐</td><td>18 消費者の保護</td></tr> <tr><td>☐</td><td>19 前各号に掲げる分野の活動を行う団体に対する支援</td></tr> <tr><td>☐</td><td>20 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める分野</td></tr> </table>			☐	1 保健、医療又は福祉の増進	☐	2 社会教育の推進	☐	3 まちづくりの推進	☐	4 観光の振興	☐	5 農業又は水産業の振興	☐	6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興	☐	7 環境の保全	☐	8 災害救援活動	☒	9 地域の安全の確保	☐	10 人権の擁護又は平和の推進	☐	11 国際協力	☐	12 男女共同参画社会の形成の促進	☐	13 子どもの健全育成	☐	14 情報化社会の発展	☐	15 科学技術の振興	☐	16 経済活動の活性化	☐	17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充に対する支援	☐	18 消費者の保護	☐	19 前各号に掲げる分野の活動を行う団体に対する支援	☐	20 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める分野
☐	1 保健、医療又は福祉の増進																																										
☐	2 社会教育の推進																																										
☐	3 まちづくりの推進																																										
☐	4 観光の振興																																										
☐	5 農業又は水産業の振興																																										
☐	6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興																																										
☐	7 環境の保全																																										
☐	8 災害救援活動																																										
☒	9 地域の安全の確保																																										
☐	10 人権の擁護又は平和の推進																																										
☐	11 国際協力																																										
☐	12 男女共同参画社会の形成の促進																																										
☐	13 子どもの健全育成																																										
☐	14 情報化社会の発展																																										
☐	15 科学技術の振興																																										
☐	16 経済活動の活性化																																										
☐	17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充に対する支援																																										
☐	18 消費者の保護																																										
☐	19 前各号に掲げる分野の活動を行う団体に対する支援																																										
☐	20 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める分野																																										
設 立 年 月 日	平成〇年〇月〇日	会 員 数	〇〇名（令和〇〇年〇月現在）																																								
ホ ー ム ペ ー ジ	http://〇〇…〇〇	E - m a i l	〇…〇 @ 〇…〇																																								
会 報 等 の 発 行	☐ 有 （ 年 3 回 発行 ） ・ ☐ 無																																										
団体の活動目的	団体が行う活動が目指している目的を記入してください。 （例）平時の防災に関する啓発を目的とする。 （注） 団体の定款や規約の活動目的に「社会貢献に係る分野の活動（不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものに限る。）」のことが定められていますか。（ ☐ はい ・ ☐ いいえ ）																																										

主な事業内容	団体が行なっている主な事業を記入してください。 (例) ① 震災等に関する研修・講習会 ② 震災等に関する調査研究
これまでの主な活動実績 団体の主たる取組を簡潔に記載してください。 これまでに団体として受けた補助金等があれば記載してください（自由記載）。	これまで団体が行なってきた主な活動の実績を記入してください。 補助金、助成金などを受けた実績があれば記入してください。 (例) ・災害ボランティアセンター立上・運営訓練（平成〇〇年〇月 参加者約〇〇人） ・市民に向けた防災・減災のための各種講座（平成〇〇年〇月 参加者約〇〇人） ・避難所体験宿泊訓練（平成〇〇年〇月 参加者約〇〇人） ・帰宅徒歩訓練（平成〇〇年〇月 参加者約〇〇人） ほか くらしと地域づくり活動助成金（平成〇〇年 助成元：コープみらい）
団体の特徴、アピールをしたいこと等	団体が行なってきた主な活動の特徴などを記入してください。 (例) 災害が起きたとき、起こりうる事象や自分に振るかかる危険を想定することで、防災意識の向上と適時適切な行動力と必要な準備が行われるよう、市民に対して啓発してまいります。

2 申請に係る連絡先

事務所連絡先	電 話	0 4 7 (〇〇〇) 〇〇〇〇	F A X	0 4 7 (〇〇〇) 〇〇〇〇
連絡責任者	氏名	八幡 〇〇		
	〒272-〇〇〇〇 千葉県市川市八幡△丁目□番△	補助金申請の窓口となり、市からの連絡等を受ける方を記入ください。		
電 話	0 4 7 (〇〇〇) 〇〇〇〇			
E - m a i l	〇…〇 @ 〇…〇			
連絡手段の優先度	優先順を1、2、3で記入してください。 (1) E-mail ・ (2) FAX ・ (3) 郵送			

3 役員名簿（別紙添付可）

役 職	役 員 氏 名	事業における役割	住 所
会長	市川 〇〇		千葉県市川市〇〇〇
副会長	八幡 〇〇		千葉県市川市〇〇〇
理事	鬼越 〇〇		千葉県市川市〇〇〇
理事	大洲 〇〇		千葉県市川市〇〇〇
理事	行徳 〇〇		千葉県市川市〇〇〇
理事	加太田 〇〇		千葉県市川市〇〇〇
会員を含めて5名以上であるか。また、暴力団関係者が関わっていないかなどを確認します。 事業における役割は、申請時に決定していない場合は、事業計画書（様式第3号）の事業内容または準備スケジュールに記入してください。			

市川市市民活動団体事業補助金申請事業計画書

補助対象事業 の名称	交付申請書（様式第1号）と同じ事業名を記入してください。	
補助対象事業が該 当する分野 (該当分野に✓)	☐ 1 保健、医療又は福祉の増進 ☐ 2 社会教育の推進 ☐ 3 まちづくりの推進 ☐ 4 観光の振興 ☐ 5 農業又は水産業の振興 ☐ 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興 ☐ 7 環境の保全 ☐ 8 災害救援活動 ☒ 9 地域の安全の確保 ☐ 10 人権の擁護又は平和の推進 ☐ 11 国際協力 ☐ 12 男女共同参画社会の形成の促進 ☐ 13 子どもの健全育成 ☐ 14 情報化社会の発展 ☐ 15 科学技術の振興 ☐ 16 経済活動の活性化 ☐ 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充に対する支援 ☐ 18 消費者の保護 ☐ 19 前各号に掲げる分野の活動を行う団体に対する支援 ☐ 20 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める分野	
解決したい地域課 題は何ですか	(例) 東日本大震災から数年経過し、市川市民の防災への意識が薄れつつある。 平時から地域全体で災害発生に備え、自助・共助の意識をより多くの市民 に持ってもらいたい。	
地域課題により困 っている人は誰で すか	(例) 災害発生時の市川市民	
事業を行う目的は 何ですか	(例) 平時から防災に関する意識の啓発・高揚を促すとともに災害発生時の個人 の対応力向上によって被害を最小限に抑えることを目的とする。	
事業の実施方法 (該当するものに○、例 示以外は具体的に記載)	講演会 セミナー 講座 <u>研修会</u> ワークショップ 交流会 大会開催 発表会 コンサート 訓練・養成 体験学習 フェスティバル 保全活動 その他：	
事業の主体 (該当するものに○)	<u>当該団体</u> / 市の他課 / 他の団体 / その他 () 上記に関する補足	

【審査で重要な部分です】

地域のどんな問題を解決するために行う事業なのか、読み手に正確に伝わるよう、わかりやすい文章で記入してください。

目的を達成するために最も効率的な方法がとられているか確認します。

改善状況	審査会からの指摘事項（以前に指摘があった場合は改善策を必ず記入すること） 指摘なし / 指摘あり 改善策 4回目以降の申請では、改善状況も審査の対象になります。	
事業内容	事業の <u>対象者</u> は誰ですか	(例) 市川市民 (参加想定人数 50人)
	事業はいつ行いますか	(例) 平成28年10月実施予定 事業を実施する時期・場所について、予約の可否等の都合により確定していない場合は予定を記入してください。
	事業は <u>どこで</u> 行いますか	(例) I-Link ルーム予定
	事業を <u>どのよう</u> に行いますか (事業の内容を具体的に記載してください。)	【審査で重要な部分です】 この申請事業で解決しようとする地域課題をどのようにして解決するか、具体的な内容、実施方法を読み手に正確に伝えるよう、わかりやすい文章で記入してください。 (例) 防災に対する意識や知識が不足しがちな市民に対して、意識啓発・高揚のための研修会を開催する。 講師の講演と、ワークショップ形式で「災害時の直感的な判断の分かれ目」を題材にしたクロスロードゲームを行う。 災害発生時に起こりうる事象や自分に振るかかる危険を想定しながら、他者と意見交換することで、防災のイメージが身につき、これまで防災に対する意識が希薄であった市民の防災意識が向上するとともに防災知識を共有する。
	外部講師等への依頼はありますか	なし / ☐ あり (参加する市民の人数 50人) 外部講師に依頼し報償費が発生する場合は、参加する市民が20名以上いるか確認します。

	(時期)	(やること)	(担当人数)
準備スケジュール (別紙添付可)	4月	申請事業の実施スケジュール記入してください。 多くの市民が参加できるような時期やスケジュールが計画されているか、 事業が適正に行えるよう人員配置が計画されているかなどを確認しま す。	
	5月		
	6月		
	7月	(例) 講師検討	10人
	8月	講師決定・講師へ依頼、日程調整	2人
	9月	講師と打ち合わせ チラシ作成・配布	2人 3人
	10月	直前準備 (資料作成ほか)	2人
	11月	研修会実施	10人
	12月		
	1月	※補助対象期間に関する記載のみとして下さい 補助対象期間：4月～翌3月まで	
	2月		
	3月		
広報の計画 及び方法	※ 広く市民の参加を呼び掛けるための具体的な広報の計画及び方法を記載してください。 1 広報の計画 (別紙添付可) (例) 講師が決定し、講師と内容の調整が出来次第概ね2ヶ月の広報期間を設ける。またより多くの親子参加を呼び込む目的で子どもを対象に防災グッズのプレゼントを企画する。 2 広報の方法 インターネットを活用した情報発信 ☒ (ボランティア・NPO Web、ホームページ、Facebook、ツイッター等) フリーペーパーへの掲載 ☐ 広報いちかわ (市民の広場) に掲載 ☒ 公民館等の公共施設へのポスターの掲示、チラシの配布等 その他 ☐ ()		

(参照)ガイドブック P. 6 「4. 補助対象経費」をご確認ください。

記入例④

様式第4号 (第5条関係)

市川市市民活動団体事業補助金申請事業収支予算書

1 【収 入】

項 目	金 額	
事業収入	25,000	参加費
寄附金収入		
補助金収入	30,000	市川市市民活動団体事業補助金
その他 (助成金等)		
会費充当	15,000	団体の本会計より充当
合 計	70,000	

※収入金額、支出金額は、事業に係る金額を記載ください。対象期間：4月～翌3月までの金額

交付申請書(様式第1号)の「6交付申請額」と同額となります。

交付申請書(様式第1号)の「4補助対象事業費総額」と同額となります。

2 【支 出】

項 目	支出金額	うち補助対象金額	説 明 (積算等)
報償費	40,000	40,000	講師謝礼 40,000円×1人
交通費			
消耗品費	5,000	5,000	インク代3,000円、 用紙代2,000円
印刷製本費	1,540	1,540	研修会資料60部540円、 チラシ1,000枚1000円
通信運搬費	9,840	9,840	切手代 82円×120通
保険料			
使用料 及び賃借料	3,620	3,620	I-Link ルー
原材料費			
記念品	10,000		防災グッズ 200円×50個
合 計	70,000	60,000	

積算の内訳がわかるように詳しく(〇円×〇人等)記入してください。
※別紙でも構いません

交付申請書(様式第1号)の「4補助対象事業費総額」と同額となります。

交付申請書(様式第1号)の「5補助対象経費総額」と同額となります。

補助対象経費として認められている項目(項目内でも対象とならないものもあるので注意してください)

補助対象経費とはなりません

備考

1

2

民
要

※補助対象金額は、補助対象期間に係る金額を記載ください

対象期間：4月～翌3月までの金額

てください。

第11号)を提出する際、市川市市
2号)とともに領収書を添付する必

前年度の事業報告を
記入してください

(その他市町村に属する事業)

令和〇〇年度の事業報告

団体名称 〇〇〇〇の会

団体の全活動のうち社会貢献活動が50%以上であること確認する資料です。

NPO 法人で社会貢献活動の割合が明確な資料を作成している場合は、該当資料に代えられます。

記入例⑤

1. 事業の成果

8月の市民向け避難所体験訓練は、市川市総合防災訓練の一環として市と協働で実施し、約20名の一般参加者に対して、より実践的な体験を通じた意識啓発とともにイメージネーション力の重要性を伝えることが出来た。

12月実施の防災ウォークは、約20名の一般参加者とともに、災害発生時に徒歩での避難を想定した訓練の中で市内行徳地区の防災施設を巡り、参加者の危機管理意識の高揚が見られた。

2. 事業の実施に関する事項

(1) 社会貢献活動にかかる事業 (市民(会員以外)の参加がある事業)

事業名	具体的な事業内容	実施日時	実施場所	従事者の延べ人数	受益対象者の範囲 及び延べ人数 (うち市民の数)	事業費の金額 (円)
避難所体験訓練	大洲防災公園を使った宿泊訓練	8/29~30	大洲防災公園	30人	78人(48人)	17,537
防災ウォーク	防災について考えながらウォーキング	12/12	行徳地区	15人	35人(20人)	4,218
防災啓発研修会	市民に対して意識啓発・高揚の為の研修会	1/30	I-Link ルーム	5人	22人(17人)	69,500
小計				50人(a)	135人(85人) (b)	91,255(c)

団体の会員以外の市民が
2人以上参加する社会貢献活動に係る事業の内容を記入してください。

(2) 会員のためだけに行う事業 (市民(会員以外)の参加がない事業)

事業名	具体的な事業内容	実施日時	実施場所	従事者の延べ人数	受益対象者の範囲 及び延べ人数 (うち市民の数)	事業費の金額 (円)
バス研修	役員を対象とした防災施設視察	3/16	旭市	3人	25人(25人)	23,400
役員会	月1回の定例会	毎月	事務所	36人	36人(36人)	2,388
小計				39人(d)	61人(61人)(e)	25,788(f)
合計				(a)+(d)=(g) 89人	(b)+(e)=(h) 196人	(c)+(f)=(i) 117,043

総会や親睦会など、団体の運営や会員の交流をはかる、会員以外の市民の参加がない事業の内容を記入してください。

全活動に占める社会貢献活動の割合 ※ 小数点以下は四捨五入してください。	(a)/(g) 56%	(b)/(h) 69%	(c)/(i) 78%
---	----------------	----------------	----------------

この数値は、全活動に占める社会貢献活動の割合判断をするために参考とするものです。

記入例⑥

(その他市長が必要と認める書類)

団体要件・事業要件に関する宣誓書

◆確認事項

申請書類だけでは確認しきれない項目について、
団体の代表者の宣誓を必要としています。
事実と異なることがないよう、全ての項目を確認
してください。

団体要件	以下、該当する項目に☒チェックをしてください。 ☒ 営利を目的としていない ☒ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とした活動を行っていない。 ☒ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とした活動を行っていない ☒ 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職）の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とした活動を行っていない ☒ 法令、条例等に違反する活動をしていない ☒ 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていない ☒ 申請書の提出にかかる年度から起算して5年以内に、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたことにより、当該決定の全部又は一部を取り消されていない ☒ 団体又は団体役員等が暴力団等に該当していない ☒ その他、市民活動団体としてふさわしくない行動を行っていない
事業要件	以下、該当する項目に☒チェックをしてください。 ☒ 原則として市内において実施する ☒ 営利を目的としていない ☒ 参加者の50%以上は市川市民を予定している ☒ 当該市民活動団体の構成員のみを対象としていない ☒ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的としていない ☒ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的としていない ☒ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的としていない ☒ 補助金の交付予定の年度に、申請事業について、市川市から補助金又は委託等を受けていない

当団体や申請事業は、団体要件・事業要件に該当するとともに、申請書等の記載事項は上記のとおり事実と相違ありません。また、暴力団等に該当の有無について、市川市が警察署に照会すること、及び条例8条6項に基づき、補助決定事業の内容を公開することに同意します。

年 〇月 〇日

団体名 〇〇〇〇の会

代表者名 市川 〇〇

市川市市民活動団体補助決定事業実績報告書

令和〇〇年〇月〇日

市川市長

代表者氏名の前に、
肩書（代表・会長 など）を入れてください。

団体名 〇〇〇〇の会

（団体番号 〇〇）

代表者名 市川 〇〇

所在地 市川市八幡〇丁目〇番〇号

補助金交付可否決定通知書（様式第5号）の
日付を参照し、記入してください。

令和〇〇年〇月〇日付けで交付決定のあった市川市市民活動団体事業補助金について、下記のとおり補助決定事業を完了したので、報告します。

記

報告事項

(1) 補助決定事業費総額

75,622 円

収支決算書（様式第13号）
の支出金額の合計額記入
例8-①と同額となります。

(2) 補助対象経費総額

64,822 円

収支決算書（様式第13号）
の支出のうち補助対象金額
の合計額記入例8-②と同
額となります。

(3) 補助金交付決定額

30,000 円

補助金交付可否決定通知
書（様式第5号）の補助金
交付決定額記入例8-③と
同額となります。

(4) 補助金交付概算払額

30,000 円

既に補助金の概算払請求
により交付を受けている
場合、その交付額を記入し
てください。（3）と同額とな
ります。

※補助対象期間に関する記載のみとして下さい

対象期間：4月～翌3月までの金額

(5) 実施報告

補助決定事業の名称	交付申請書(様式第1号)と同じ事業名を記入してください。
補助決定事業の実施内容 (計画に照らした事業の実施結果を記載してください。)	計画どおりにできたこと、できなかったこと等を具体的に記載してください。 事業を実施した日および場所(複数ある場合は全ての日)、 事業に参加した総参加人数を記入してください。 (例) 実施時期 令和〇〇年11月〇〇日(土) 実施場所 I-Linkルーム2・3 内 容 ●●災害ボランティアネットワーク事務局長〇〇氏を招聘して、 市民に対して、防災・減災に関する意識啓発・高揚のための研修会 を開催 参加人数：55名(うち一般市民参加：42名) 当初見込んだ時期で調整がつかず、10月実施予定が11月実施となったものの 研修内容等は予定どおり実施できた。
広報の実施状況 (市民の参加を呼び掛けるために実施した広報等の実施状況を記載してください。)	(例) ・広報いちかわ10月〇日号へ参加者募集記事を掲載 ・いちかわボランティア・NPO Web団体マイページにて研修会の詳細内容の周知及び募集記事を掲載 ・市内のボランティア・NPO活動情報誌「いちぼ」へ募集記事を掲載 ・ふれあいセンターまつり、市民まつり等イベント参加時にチラシの手配り
補助決定事業の成果 (課題をどのように解決することができたのかを記載してください。)	補助決定事業を実施したことによりどのようなメリットがあったのか、地域がどのように変わったのか等得ることができた成果を具体的に記載してください。 (例) 参加者には講師の講話とクロスロードゲームを通して、災害を遠くで起きた事件ではなく、身近に起こりうるものと再認識してもらう事が出来た。 また参加者同士の意見交換を行ったことで各々に新しい発見や気づき、イメージネーションの機会となり、防災に対する意識啓発・高揚が効果的に出来た。 事業目的の達成度合いを確認しますので、詳細を読み手に正確に 伝わるよう、わかりやすい文章で記入してください。 4回目以降の審査では、実績も審査対象となります。
補助決定事業を実施したことにより把握した課題と改善策 (今後の方向性)	補助決定事業を実施したことによって、どのような課題を把握し、及び当該課題を解決するための改善策をどのように講じたのか記載してください。 (例) 参加者の多くが高齢者で、まずは「自助」という部分で啓発が図れたと言えるが、地域全体の「共助」へいかに繋げていくかが課題。現役世代や無関心層と呼ばれる市民へのアピールと、市内各地へ出向いて地域に密着した啓発事業を継続していきたい。

(6) その他

※ 補助決定事業に係る活動の様子が分かる写真を2枚添付してください。

タイトルは自由につけてください。

タイトル : ●●災害ボランティアネットワーク事務局長〇〇氏講話の様子

撮影年月日 : 令和〇〇年11月〇〇日(土)

写真①添付

タイトル : ワークショップの様子

撮影年月日 : 令和〇〇年11月〇〇日(土)

写真②添付

市川市市民活動団体事業補助金収支決算書

補助決定事業の名称： 交付申請書（様式第1号）と同じ事業名を記入してください。

1【収 入】

項 目	金 額	
事業収入	21,000	参加費
寄附金収入		
補助金収入	③ 30,000	市川市市民活動団体事業補助金
その他 （助成金等）	0	
会費充当	24,622	団体の本会計より充当
補助金返金	0	
合 計	① 75,622	

※収入金額、支出金額は、事業に係る金額を記載ください。

対象期間：4月～翌3月までの金額

実績報告書（様式第12号）の（3）交付決定額と同額となります。

返金が発生する場合は、補助金返金項目に▲3,000のように記入してください。

実績報告書（様式第12号）の（1）補助決定事業費総額と同額となります。

2【支 出】

項 目	支出金額	うち補助対象金額	説 明（積算等）
報償費	42,000	42,000	外部講師等の招へい あり／なし 21,000円×2人
交通費	0	0	
消耗品費	6,114	6,114	
印刷製本費	1,280	1,280	
通信運搬費	11,808	11,808	
保険料	0	0	
使用料及び賃借料	3,620	3,620	5/2 I-Linkルー
原材料費	0	0	
記念品	10,800		防災グッズ 216円×50個
合 計	① 75,622	② 64,822	

※補助対象金額は、補助対象期間に係る金額を記載ください

対象期間：4月～翌3月までの金額

積算の内訳がわかるように詳しく（〇円×〇人等）記入してください。
※別紙でも構いません

実績報告書（様式第12号）の（1）補助決定事業費総額と同額となります。

実績報告書（様式第12号）の（2）補助対象経費総額と同額となります。

※ 領収書（原本）を添付してください。

領収証 提出時の注意点

①宛名が団体名になっているか、購入品が明らかに分かるようになっているか、を確認してください。

領収証

〇〇の会 様

コンビニXXX

.....

.....

7月△△日

¥3,214

あて先は団体名が
記入されています
か？

領収証

〇〇の会 様

コンビニXXX

マジック

おにぎり・・・補助対象外

7月△△日

¥3,500

購入したものの明細が
わかりますか？

補助対象経費外の品物が
含まれる場合は対象外の物
がわかるようにしてください。

②費目毎、日付順に整理してA4の紙に貼り付けてください。

報償費

合計 50,000 円

原材料費

合計 10,000 円

消耗品費

合計 7,500 円

領収書は重ねずに
並べて添付してくださ
い。

各用紙の補助対象額
の合計額を記入してく
ださい。

印刷製本費

合計 3,000 円

通信運搬費

合計 2,000 円

一つの領収書(レシート)に
複数の費目がある場合、
各品目がどの費目に該当
するかを明記してください。

【その他注意事項】

○交通費は出金伝票または内訳に個人印が押された一覧表の提出が必要です。

(例)

〇〇〇の会 交通費領収書

日付	内容	場所	経路	内訳	往復金額
5/〇〇	講演会	〇〇〇	〇〇(JR)-〇〇(JR)-〇〇(東西線)	136×2	272
11/〇〇	ワークショップ	〇〇〇	〇〇(京成バス)-〇〇	178×2	356
			合計		628

〇年〇月〇日 上記のとおり領収しました。

〇〇 〇〇 印

○実績報告書提出時の確認方法について

領収書の原本を手元に置いておきたい場合は、あらかじめコピーをとって、
原本と一緒にご提出下さい。原本とコピーの付け合せ後、原本をお返しします。

交付申請時のチェックリスト

令和6年度いちさほ補助金 交付申請書 提出用チェックリスト 市川市役所ボランティア・NPO課				
団体名			提出日	年 月 日
団体番号	連絡者氏名		電話番号	
			メールアドレス	@
※下記内容について全ての項目を確認の上、提出をお願いします。				
様式第1号（第5条関係） 市川市市民活動団体事業補助金交付申請書				チェック欄 該当するものに○を してください。
提出日	申請期間内ですか？			はい・いいえ
団体名、代表者名、所在地	「団体概要調査書」と同じですか？市内ですか？			はい・いいえ
事業の名称、事業の概要	「事業計画書」と同じですか？「事業計画書」と同様の趣旨ですか？			はい・いいえ
事業費総額	「事業収支予算書」の支出金額の合計額と同じですか？			はい・いいえ
補助対象経費総額	「事業収支予算書」の補助対象金額の合計と同じですか？			はい・いいえ
交付申請額	「事業収支予算書」の補助金収入額と同じですか？			はい・いいえ
様式第2号（第5条関係）市川市市民活動団体事業団体概要調査書				
活動の分野	主分野に○がされていますか？ その他分野があれば○がされていますか？			はい・いいえ
設立年月	設立から1事業年度以上経過していますか？			はい・いいえ
会員数	5名以上いますか？			はい・いいえ
団体の活動目的	会則（規則）と同様の記述になっていますか？			はい・いいえ
申請に係る連絡先	各種通知の送付・連絡先となります。確実にご連絡の取れる方が記載されていますか？			はい・いいえ
役員名簿	会則の内容と同様ですか？			はい・いいえ
様式第3号（第5条関係）市川市市民活動団体事業補助金申請事業計画書				
事業の名称	「申請書」と同じになっていますか？			はい・いいえ
該当する分野	「概要調査書」の内容と同様ですか？			はい・いいえ
事業の目的	補助対象事業の目的が「概要調査書」の補助金交付申請団体の活動目的に合致していますか？			はい・いいえ
事業の主体	補助対象事業は、補助金交付申請団体が自主的、自発的に行うものですか？			はい・いいえ
改善状況	（審査会委員からの指摘があった団体）改善状況は記入されていますか？			はい・いいえ
事業の対象者	市川市民に公益上の効果が見込まれますか？			はい・いいえ
いつ、どこで、どのように	補助対象事業の目的を達成し、具体的な成果を得るための、合理的な方法が計画されていますか？			はい・いいえ
外部講師等への依頼	外部から講師等を招聘し、謝金費を支出する事業であって、20人以上の市民の参加が見込まれますか？（講師にどのような方をおよびするのか記載してください。）			はい・いいえ
広報の計画、方法	広く市民に対し、事業への参加等をよびかけていますか？			はい・いいえ
様式第4号（第5条関係）市川市市民活動団体事業補助金申請事業収支予算書				
収入	合計金額は支出金額の合計と同じですか？			はい・いいえ
	事業収入が見込まれる場合、記載されていますか？			はい・いいえ
支出	合計金額は収入金額の合計と同じですか？			はい・いいえ
	説明欄に積算内訳が記入されていますか（積算根拠のわかる一覧表の提出でも可）			はい・いいえ
	準備、打ち合わせ、練習等に係る経費が含まれていませんか？（コンサート前日のリハーサル等は除く）			はい・いいえ
	事業遂行のために直接費しない経費、食糧費、他に流用可能な物品購入（備品購入費）は含まれていませんか？			はい・いいえ
経費項目	特償費	支払い先が、団体構成員、又は事業実施団体、及びその関連団体ではありませんか？ 一人1回5万円（交通費含む）外部講師を招いている場合、市民が20人以上参加していること、講師の方の専門性が確認できることが補助対象の要件です。		はい・いいえ
	交通費	交通費の実費相当額となっていますか？		はい・いいえ
	消耗品	単価が10,000円（税抜）を超えていませんか？		はい・いいえ
	印刷製本費	総事業費の2割を超えていませんか？ 会報、会員へ向けられた資料に係る経費ではありませんか？ 印刷製本費が多い場合は、総事業費の確定のため、対経費以外の収支書の確認も必要です。		はい・いいえ
	通信運搬費	電話、FAX、サーバー使用料などは含まれていませんか？		はい・いいえ
	保険料	対象期間が当該年度の保険ですか？		はい・いいえ
	使用料及び賃借料	支払い先が、団体構成員、又は事業実施団体、及びその関連団体ではありませんか？		はい・いいえ
（その他市長が必要と認める書類）団体の事業報告				
年度、事業の成果	令和5年度の内容になっていますか？			はい・いいえ
市民参加の活動の割合	市民参加の活動が全体の50%を超えていますか？			はい・いいえ
事業の実施に関する事項	全活動に占める社会貢献活動の割合は50%を超えていますか？			はい・いいえ
（その他市長が必要と認める書類）団体要件・事業要件に関する審査書				
チェック	全てチェックされていますか？			はい・いいえ
団体名・代表者名	記載されていますか？			はい・いいえ
団体任意の書類				
規約、会則、定款等の写し	現在の活動内容に則した最新のものになっていますか？			はい・いいえ
	目的、名称、活動事業の種類、事務所所在地、資力の開陳、会議、事業年度は書かれていませんか？			はい・いいえ
団体の事業報告書、決算書の写し（後日提出可）	令和5年度の事業報告書、決算報告書で総会で利用したものを、総会終了後に提出ください。			はい・いいえ

実績報告時のチェックリスト

令和 6 年度いちさほ補助金 実績報告書 提出用チェックリスト 市川市役所ボランティア・NPO課

団体名			提出日	年	月	日
団体番号	連絡者 氏名		電話番号			
			メールアドレス	④		

※下記内容について全ての項目を確認の上、提出をお願いします。

①領収書の整理…領収書を各費目に仕分けをして、費目毎にA4の紙に日付順に並べてください。			該当するものに○をしてください。	
領収書	領収書提出時の注意点の通り作成した。		はい・いいえ	
	(1つの領収書(レシート)に複数の費目がある場合)各品目がどの費目に該当するかを明記してください。		はい・いいえ	
②収支決算書(様式第13号)を作成してください。				
事業の名称		申請書および実績報告書(5)記載の名称と同じである。	はい・いいえ	
収入	補助金収入	概算払いを受けている金額と同額である。	はい・いいえ	
	補助金返金の場合	補助金の返金は、「補助金返金」項目に▲で表示されている。 (収入が予算より多くなった場合や、補助対象金額がに比べて少なくなった場合に、返金が発生します。)	はい・いいえ	
	収入の合計金額	支出の合計金額と同額である。	はい・いいえ	
	申請時の収支予算書と同じ項目で支出されている。		はい・いいえ	
	各費目の補助対象金額は予算書の補助対象金額を超えていない。(他の項目への流用はできません。)		はい・いいえ	
	説明欄に積算内訳が記入されている。(積算根拠のわかる一覧表の提出でも可)		はい・いいえ	
	支出 経費 項目	報償費	支払い先が、団体構成員、又は事業実施団体、及びその関連団体ではない。 講師等へのお礼の花等、現金以外で返す物が含まれていない。 通費徴収については税務署の指示に従ってください。 外部講師を招いている場合、市民が20人以上参加していることが補助対象の条件です。	はい・いいえ
		交通費	駐車料金は領収書がある。 公共交通機関の場合、日付、氏名、経路、金額が明記され捺印のあるものがある。 (一覧表でも可)	はい・いいえ
消耗品		単価が10,000円(税別)を超えていない。	はい・いいえ	
印刷製本費		総事業費の2割を超えていない。 印刷製本費が多い場合は、総事業費の確定のため、対象経費以外の領収書の確認も必要です。	はい・いいえ	
通信運搬費		電話、FAX、サーバー使用料などは含まれていない。	はい・いいえ	
保険料		対象期間が当該年度の保険ですか。	はい・いいえ	
使用料及び賃借料		支払い先が、団体構成員、又は事業実施団体、及びその関連団体ではない。 個人の車を借用するような場合は補助対象経費外となります。	はい・いいえ	
その他		申請時に審査会で承認されたもの以外が含まれていない。	はい・いいえ	
③実績報告書(様式第12号)を作成してください。				
団体名、代表者名、所在地		申請書と同じ内容で記入されている。	はい・いいえ	
交付決定日付(交付決定通知に記載されています。)		交付決定通知に記載されている日付が記入されていますか?	はい・いいえ	
(1) 補助決定事業費総額		決算書の支出金額合計・収入金額合計(様式第13号)と同額となっている。	はい・いいえ	
(2) 補助対象経費総額		決算書・支出の補助対象金額合計(様式第13号)と同額となっている。	はい・いいえ	
(3) 補助金交付決定額		補助金交付可否決定通知書(様式第5号)の補助金交付決定額と同額である。 ((4) と同額)	はい・いいえ	
(4) 補助金交付概算払額		補助金の概算払額と同額である。((3) と同額)	はい・いいえ	
(5)	事業の名称	申請時の名称と同じである。	はい・いいえ	
	実施内容	申請時の内容と同じである。 内容の変更については経費変更届の提出が必要です。(事業が1回中止になった、日程が変更になった等)	はい・いいえ	
	広報の実施状況	具体的な内容が記載されている。	はい・いいえ	
	事業の成果	市民や地域への効果が具体的に記載されている。(参加人数は必ず記載してください。) 事業の目的達成度がわかるような記載がある。	はい・いいえ	
	課題と改善策	事業の振り返りを行い、課題、改善策に明確に記載してください。	はい・いいえ	
(6) その他		写真(2枚)が添付されていますか タイトル、撮影日が事業実施報告と一致していますか。	はい・いいえ	



お問い合わせ・提出先

〒272-8501

市川市八幡1-1-1

市川市役所 ボランティア・NPO 課

メールアドレス：volunteer-support@city.ichikawa.lg.jp

電話番号：047-712-8704

令和5年11月作成